

Disclosure 2026

備前日生信用金庫ディスクロージャー 2026



●概要／シンボルマークについて	1
●ごあいさつ	2
●備前日生信用金庫と地域社会	3
●備前日生信用金庫について	4
●決算の概況	5・6
●トピックス	7
●金庫の取組み	8・9
●「おつきあい商品券」について	10
●新入職員がおすすめする 「おつきあい商品券」が利用できるお店	11～14
●ローンのご案内	15
●組織・主要な事業の内容	16
●備前日生信用金庫の沿革	17
●店舗のご案内	18
●商品・サービスのご案内	19～21
●手数料のご案内	22・23
●総代会制度	24・25
●リスク管理態勢	26
●経営改善支援及び地域活性化のための取組み	27
●各種方針	28・29
●お客さまへのお知らせ	30・31
●信金中央金庫のご紹介	32
●資料編	33～63

概 要

名 称 ● 備前日生信用金庫
 創 立 ● 1970 年 10 月 1 日
 出資金 ● 7 億 5 千 2 百万円
 会員数 ● 15,039 名
 店舗数 ● 17 店舗
 常勤役職員数 ● 184 名
 営業区域 ● 岡山県／全域
 兵庫県／赤穂市・相生市・
 赤穂郡上郡町
 本店所在地 ● 岡山県備前市伊部 1660 番地の 7
 (2026 年 3 月 31 日現在)



備前日生信用金庫

●シンボルマークについて

6本のラインは備前日生信用金庫の主要なエリアとなる6つの地域「備前市・瀬戸内市・和気町・赤磐市・岡山市・赤穂市」を表し、6本のラインを手のひらに見立て、がっちり組み合わせさせている様子は、備前日生信用金庫が6つの地域や行政、お客さまの架け橋となり、地域の持続的な発展に尽力するという強い決意を表現しています。

また、グリーンは「豊かな大地」、ブルーは「美しい海」を表現しています。

ごあいさつ

平素より、みなさまには私ども備前日生信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当金庫に対するご理解をより一層深めて頂くため、1年間の活動をご報告するディスクロージャー誌を作成しました。是非ご高覧頂き、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

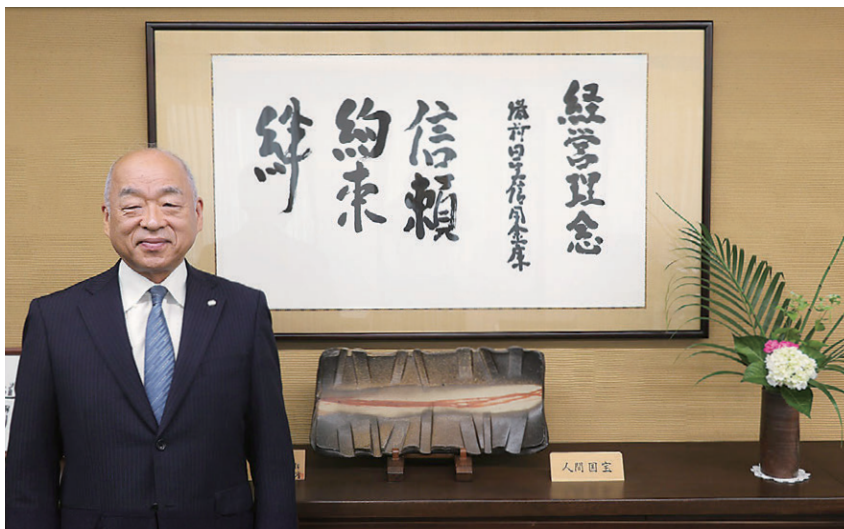
今世界は、大きな構造転換の途上にあると言われております。要因は二つ。一つは経済安全保障をめぐる地政学リスクの高まりであり、ウクライナや中東情勢、米中対立など各地で火種がくすぶっています。もう一つは生成人工知能（AI）を含む急速なデジタル化の進展であり、ビジネス環境は大きく変わってきています。

日本国内ではあらゆる産業で深刻な人手不足が生じており、資源価格の上昇に調達難も重なり、「需要不足」から「供給不足」へ大きく変化しています。

これを受け、日本銀行は一昨年3月のマイナス金利解消後も、金融政策の正常化と称して、着実に政策金利を引き上げており、「金利のある世界」が、定着してきたと言えます。

このような経済環境下、当金庫は地域のお客様の様々な課題解決支援に取り組み、令和7年度決算では366百万円の当期利益を計上し、自己資本比率は国内基準4%を上回る12.34%を確保することができました。これもひとえに会員のみなさまをはじめとする地域の皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝し、重ねて厚くお礼申し上げます。

今後も経営理念である「信頼」「約束」「絆」のもと、地域金融機関として経営基盤の一層の強化とお客様への更なるサービス拡充を図りながら、「地域に必要不可欠で無くてはならない信用金庫」を目指して参りますので、今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



2026年7月

理事長

中田 由紀人

備前日生信用金庫と地域社会

●備前日生信用金庫と会員のお客さま

当金庫は岡山県備前市・和気町・赤磐市・瀬戸内市・岡山市・兵庫県赤穂市を含む5市1町の地域を営業地区とし、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めてまいります。また、金融仲介サービスの提供にとどまらず、地域社会への貢献も重要な使命と認識し、社会貢献を通じて地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

お客さま・会員

当金庫の営業地区内にお住まいの方・お勤めの方は、会員になることができます。

●会員数…………… **15,039人**

●出資金…………… **752百万円**



出資金／預金積立

支援サービス／貸出金

備前日生信用金庫

●常勤役員数…………… **184人**

●店舗数…………… **17店舗**

●店外ATM …………… **3台**



●預金積金

215,880百万円

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、各種預金商品を取り揃えております。

●資金運用の状況

お客さまからお預かりした大切な預金は、地元の中小企業や個人のお客さまへのご融資のほか有価証券等による運用を行っております。

●貸出金

74,904百万円

地域経済繁栄のために、お客さまからお預かりした大切な預金は、円滑かつ安定的に資金供給を行うことで、お客さまや地域社会に還元しております。

●各種サービスの提供

地元の中小企業や個人のお客さまへ幅広いサービスの提供をしており、皆さまの発展と繁栄のお手伝いをさせていただいております。

備前日生信用金庫について

●備前日生信用金庫の責任

備前日生信用金庫は、備前市を中心とした5市1町において円滑な金融を担い、地域との信頼関係を築き、地域の活性化に貢献していくことで、地域金融機関として役割を果たして参ります。



●経営理念

「信頼」

私たちは地域に「信頼」され愛される金庫を目指し、郷土の繁栄と社会への貢献に誠心誠意奉仕します。

「約束」

私たちは法令を守り礼節を重んじるとともに、地域に寄り添いながら健全な経営を行うことを「約束」します。

「絆」

私たちは出会いや縁を大切に「絆」を深めることにより、地域と職員の明るい未来を応援します。

●経営基本方針

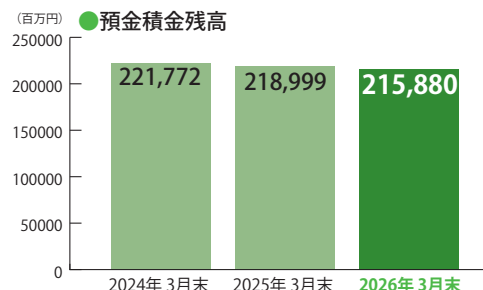
- ①顧客のニーズに真に応えられる体制の構築
- ②安定した収益の確保による経営基盤の拡充
- ③個々の能力が発揮できる人材の育成と活用
- ④経営陣のガバナンス発揮による内部管理態勢の強化
- ⑤コンプライアンスの徹底

決算の概況

●預金について

●預金積金残高 **215,880百万円**

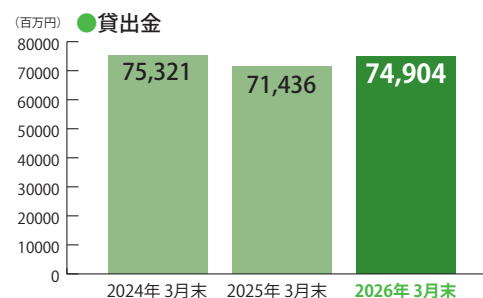
預金積金残高は、定期預金の推進等を図ったものの、相続等による個人預金の流出により前期比 31 億 18 百万円減少（減少率 1.42%）の 2,158 億円となりました。



●貸出金について

●貸出金残高 …… **74,904百万円**

貸出金残高は、地公体向け貸出金が 27 億 14 百万円増加、海運業向け貸出金が 7 億 96 百万円増加したこと等により、前期比 34 億 68 百万円増加（増加率 4.85%）の 749 億円となりました。



●収益の状況

●コア業務純益…………… **693百万円**

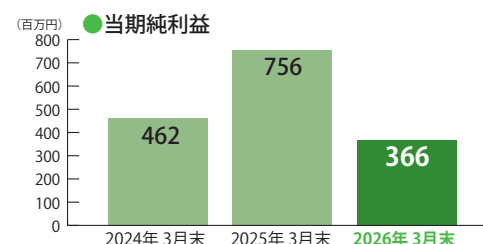
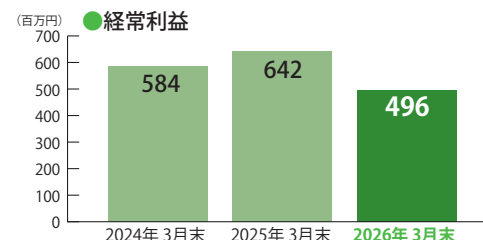
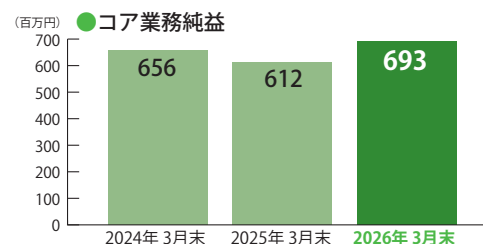
●経常利益…………… **496百万円**

●当期純利益…………… **366百万円**

令和 7 年度の収益の状況は、市場金利の上昇により業務収益、業務費用ともに増加しましたが、貸倒引当金戻入益の減少等により、経常利益は前期末比 146 百万円減少し 496 百万円となりました。本業の収益力を示すコア業務純益につきましては、前期末比 80 百万円増加し 693 百万円となっております。

最終的に、特別損益、法人税等調整後の当期純利益は、繰延税金資産の取崩し等により前期末比 389 百万円減少の 366 百万円となりました。

※コア業務純益とは、貸出金や有価証券等の受入利息や手数料などの収益から、預金等の支払利息や支払手数料、経費などを差し引いた「業務純益」から、一般貸倒引当金及び国債等債券の損益を控除したもので、金融機関本来の事業活動による利益を表しております。

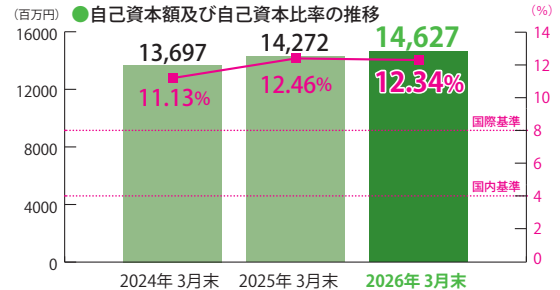


●自己資本の状況

●自己資本額 …… **14,627百万円**

●自己資本比率 …… **12.34%**

経営の健全化を示す自己資本比率は、前期比 0.12 ポイント低下の 12.34% となりました。国内基準の 4% を上回る水準を確保しています。



$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 } 14,627 \text{ 百万円}}{\text{リスク・アセット等 計 } 118,460 \text{ 百万円}} \times 100 = 12.34\%$$

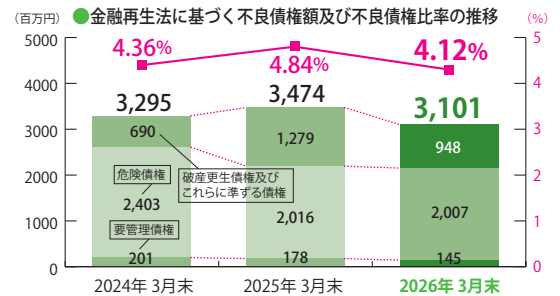
●不良債権の状況

●不良債権額 …… **3,101百万円**

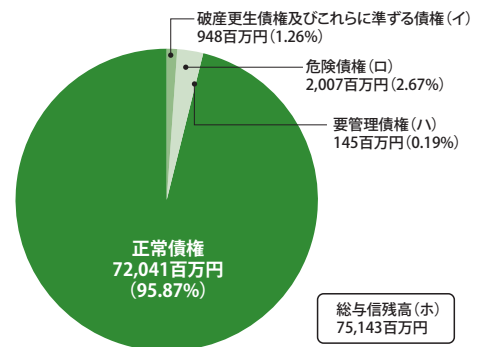
●不良債権比率 …… **4.12%**

不良債権額は前期比 373 百万円減少の 31 億 1 百万円となりました。

不良債権比率は前年比 0.72 ポイント低下の 4.12%となりました。



●金融再生法に基づく総与信残高に占める不良債権の割合



$$\text{不良債権比率} = \frac{(\text{イ}) + (\text{ロ}) + (\text{ハ})}{(\text{ホ})} \times 100 = 4.12\%$$

トピックス

2025 年度の歩み

[2025 年]

- 4 月 1 日 ● 新入職員入庫式
- 12 日 ● 第 63 回 岡山県信用金庫野球大会への参加
- 17 日 ● 第 2 回経営者塾の開催
- 23 日 ● 第 6 回備星会の開催 🚩
- 6 月 15 日 ● 信用金庫の日
- 18 日 ● 第 55 期通常総代会開催
- 10 月 18 日 ● 「備前焼まつり」チャリティーバザー実施
- 30 日 ● 第 7 回備星会の開催 🚩
- 11 月 5 日 ● 企業見学会（邑久高等学校生徒）の開催
- 15 日 ● 全役職員清掃活動の実施
- 19 日 ● 第 19 回岡山県しんきん合同ビジネス交流会参加（当金庫より 21 社参加）
- 28 日 ● 総代懇談会開催

[2026 年]

- 1 月 20 日 ● 地域応援特別セミナーの開催
- 22 日 ● 第 8 回備星会の開催 🚩
- 23 日 ● 第 3 回備前日生信用金庫
ロールプレイング大会開催
- 2 月 14 日 ● 第 36 回岡山県信用金庫
ロールプレイング大会
- 3 月 7 日 ● 中国地区信用金庫
ロールプレイング大会
- 8 日 ● 備前♡日生大橋マラソン
（役職員 39 名参加）
- 17 日 ● 「しんきん脱炭素応援ファンド」投資
報告会の開催



新入職員入庫式



第 63 回 岡山県信用金庫野球大会



第 55 期通常総代会



第 3 回備前日生信用金庫ロールプレイング大会



「しんきん脱炭素応援ファンド」投資報告会

金庫の取組み

●地域応援室の新設

地元行政や外部組織（産・学・官）との連携を強化し、地域密着型金融を再構築すべく「地域応援室」を新設しました。

地域応援室では、取引先企業に対する経営支援・相談機能の強化や、ビジネスマッチング、M&A等のサポートとともに、人口減少や空き家問題など、地域社会の直面する諸課題に対し、外部機関とともに「地域の総合力」で解決のサポートに取り組んでいきます。



地域応援室の職員

備前日生信用金庫だからこそできる地域に根ざした金融サービスの提供や事業のサポートをしてまいります。

●地域清掃活動の実施

毎年6月15日の「信用金庫の日」に、各営業店周辺において清掃活動を行っています。また、2025年度は、11月15日(土)に当金庫の営業地域を6エリアに分けて役職員が清掃活動を実施しました。

今後も地域の清掃活動にも積極的に参加してまいります。



●備前焼まつりへの参加

2025年10月18日(土)19日(日)に「第41回備前焼まつり」が開催されました。備前日生信用金庫では毎年恒例のチャリティーバザーを18日に行いました。チャリティーバザーの収益金は、社会福祉法人備前市社会福祉協議会さまへ寄付させていただきました。



●岡山県信用金庫ロールプレイング大会の開催

当金庫では職員の提案力向上などを目的に、毎年ロールプレイング大会を実施しています。金庫内大会での優勝者は、岡山県信用金庫ロールプレイング大会（2026年2月14日(土)開催）に出場し、当金庫から出場した赤磐支店・井上陽之渉外は準優勝を果たしました。



●中国地区信用金庫ロールプレイング大会の開催

2026年3月7日(土)第43回中国地区信用金庫ロールプレイング大会が開催されました。当金庫からは、岡山県大会で準優勝の赤磐支店・井上 陽之渉外が参加しました。中国地区から出場の各県代表者7名による熱戦の結果、当金庫は見事、準優勝という結果を収めました。

今後もお客さまへよりよい提案ができるよう、日々精進してまいります。



●マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化

当金庫では、お客さまの大事な資金をお守りし、特殊詐欺被害等を未然に防止するため、2026年2月19日(木)に岡山県警察と「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」を締結し、さらなる連携強化を図っています。

なお、お客さまが特殊詐欺被害にあわれたり、金融犯罪に巻き込まれたりすることなく、安心・安全にご利用いただくための一環として、当金庫へお届けいただいているお客さまの情報(お取引の内容やお取引目的等)を書面等により確認させていただいております。お客さまにはお手数をお掛けしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

DXの取組み

●アプリバンキング

普段、営業時間中来店できないお客さまをはじめ、お客さまの利便性向上のため、アプリバンキングを導入しております。

いつでもどこにいてもお手元のスマートフォンで口座残高の確認などが可能です。また、通帳レス口座に変更されると、通帳記帳の負担もなくなります。

アプリバンキングの詳細につきましては、ホームページまたはチラシをご覧ください。



今後もお客さまの利便性向上や多様化するニーズにお応えできるよう、より一層商品・サービス向上に取り組んでまいります。

●でんさいネットの推進

政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。それに伴い当金庫では、2026年度末までに紙の手形・小切手から電子記録債権(でんさい)などの電子的決済サービスへの移行をお客さまにお願いしております。

でんさいネットを利用することで、支払企業は郵送料や手形用紙代金の削減ができ、印紙税も課税されません。受取企業においても紛失や盗難の心配がなく、必要な分だけ分割して譲渡や割引ができる等、双方に様々なメリットがあります。

新たにご利用を検討される際は、お気軽にお近くの店舗へご相談ください。

「おつきあい商品券」について

●新入職員が選ぶおすすめ店の紹介

新入職員がおすすめする「おつきあい商品券」が利用できるお店を紹介しします。新入職員が「おつきあい加盟店」へお伺いし、取材を行いました。

●おつきあい商品券とは…

当金庫では、指定する地元エリア加盟店でご利用いただける「おつきあい商品券（500 円）」を発行しています。（現在、391 店舗が加盟中）

個人のお客さまに対して、当金庫で年金を受け取られているお客さまへ一年に一度年金誕生日プレゼントとして 500 円分を贈呈しています。また、その他にも、取引内容に応じてポイントをお付けし、一定基準ポイントが貯まったお客さまに対して、毎年 1,000 円分、2,000 円分、3,000 円分のおつきあい商品券を贈呈しています。

※使用期限がございますので期間内にご利用ください。また、差額は返金致しかねます。

おつきあい商品券のご利用可能店舗の最新情報については、当金庫 HP をご覧ください。
(https://www.shinkin.co.jp/bizenhinase/_pdf/home/otsukiai.pdf)

●ポイントの付くお取引項目

- きぼう（こども用通帳）
- 給与振込
- 定期預金
- 定期積金
- 自振契約（携帯料金の引き落としなど）
- 年金受取
- 住宅ローン
- カードローン
- 投資信託・個人向け国債
- 保険（医療・がん・平準払・一時払） など



●商品券のお渡しについて

●年金誕生日プレゼント

当金庫で年金を受け取られているお客さまへ「おつきあい商品券」をお渡ししています。

年金振込はぜひ備前日生信用金庫へ！



●お取引ポイントの方

当金庫の渉外担当者より直接お渡しします。



新入職員がおすすめする「おつきあい商品券」が利用できるお店

日生エリア

●おすすめのお店

お洒落な空間が味わえる 港町cafe

Stella Cafe

(備前市日生町日生 648-48)



●お店の方のおすすめ商品

人気No.1は地元の海老を使用した手作りエビフライ&海老カツ定食です。大きな海老をサクサクの衣で揚げた海老フライと、3種類の海老を使いつなぎにも海老を使った海老カツは、どちらも食感がプリプリで絶品です。スパイスから作る本格的な日替わりカレーもスパイシーでおすすめです。

●お店のアピールポイント

地元の食材を使い、地産地消にこだわった手作り料理はどれもボリュームで満足感たっぷりです。レシピはすべてオリジナルでStella Cafeでしか味わえない絶品料理がたくさんあります。

店内には社長が自ら北欧風をイメージしてデザインされたおしゃれな空間が広がります。普段の生活にはないおしゃれな空間でおいしい手作り料理を食べることで自分自身もおしゃれになったように感じられますよ。

●新入職員のコメント

料理とケーキはすべて手作りにこだわって作られているそうです。私が取材に訪れた時には手作りエビフライ&海老カツ定食とケーキを2種類いただきましたが、どれも1口食べただけでこだわりが伝わってきました。日生に牡蠣以外の見どころをつくりたい、日生にカフェブームを起こして自ら引っ張っていきたいという思いでお店を作られたそうです。地元の食材を使ったStella Cafeでしか味わえない料理とケーキを食べに、日生を訪れた際にはぜひ足を運んでみてください。

吉永エリア

●おすすめのお店

毎日の食卓にメカラウロコパンヤのぱんを

メカラウロコパンヤ

(備前市吉永町吉永中 357-4)



●お店の方のおすすめ商品

人気商品はメカラパンや毎日食パン、あんバターです。たくさんの商品の中でお店の方おすすめの商品はベーコンエビと塩パンです！ぜひ、食べてみてください！

●お店のアピールポイント

地域の特別ではなく、日常の一部として愛されているパン屋さんで、お客様と店員さんとの距離も近く、アットホームなお店です。お店の名前でもあるメカラパンは、低価格で食べやすいサイズのパンになっており、中にはチーズ、底には塩がほどこされており、食材もこだわられていて小さい子どもから大人まで幅広く人気のパンなので、ぜひ一度食べてほしいです！

●新入職員のコメント

お店に入ると、おいしそうなパンが並んでいるのが目に入り、お店の雰囲気も合わさり、テンションが上がります！店員さんとても気さくな方で話しやすかったです。また、パンの種類も多く、季節に合わせたパンもあるそうで、よりお客さんを楽しませてくれます。その中でも僕のおすすめのパンはカレーパンで、仕事を頑張るやる気をもたらしています。ぜひ機会があれば足を運んでみてください！

牛窓エリア

●おすすめのお店

獲る・つくる・届ける。
瀬戸内の恵みをまっすぐお届け。

有限会社 服部水産

(瀬戸内市牛窓町牛窓 4433-10)



●お店の方のおすすめ商品

牛窓しらす・牛窓ちりめん・牛窓あみえびの中でも、特におすすめなのが牛窓しらすです。定番の食べ方は、たっぷりのしらすと黄身を乗せた「しらす丼」。また、変わり種として、パンにしらすとチーズをのせて焼き、仕上げに追いしらすとオリーブオイルをかけるアレンジもおすすめです。

●お店のアピールポイント

自社船での漁獲から加工、販売までを一貫して行っています。鮮度の良い魚を迅速に加工できるため、しらす本来の美味しさを活かした商品をお届けできます。また、社長を含め従業員全員が「お客様にまた食べたい！」と思っただけの美味しい商品を届けたい」という思いを共有し、品質にこだわった商品づくりに取り組んでいます。

●新入職員のコメント

瀬戸内近海で漁獲から加工、販売まで一貫して行っているのは有限会社服部水産だけだ、ということにとっても驚きました。また、気象条件や獲れたしらすの状態に合わせて加工方法を調整するなど、美味しい商品をお届けするために様々な工夫が行われていることを知りました。工場内には直売所が併設されており、普段はなかなか見ることのできない製造現場の雰囲気を感じながら買い物をするので、ぜひ1度訪れてみてください。

邑久エリア

●おすすめのお店

岡山県で一番行くのが難しい
田んぼの中の小さなお菓子屋さん

お菓子の家ひだまり

(瀬戸内市邑久町百田 308-3)



●お店の方のおすすめ商品

シュークリーム、生シフォン、生ロールケーキが店長おすすめメニューです。九州産の生クリームを使用しており、あっさりとした風味が魅力的です。また値段もリーズナブルで学生の方にもおすすめです。

●お店のアピールポイント

田んぼに囲まれた小さなお菓子屋さん。味や見た目の可愛さはもちろん、立地を活かし、お店を見つけた時のワクワク感や、ユーモアのあるお店作りで、楽しい気持ちになること間違いなしです。訪れる際は、道が狭いので運転に気をつけてお越しください。

●新入職員のコメント

初めて訪れた際は立地に驚き、田んぼの中にお店を見つけた時は、プチハッピーな気持ちになりました。シュークリームと生ロールを食べさせていただき、濃厚でかつあっさりしていて何個でも食べられそうでした。邑久町エリアを訪れた際にはぜひ立ち寄ってみてください。



長船エリア

●おすすめのお店

地元の恵みと伝統の技が息づく老舗味噌店

名刀味噌本舗

(瀬戸内市長船町土師 14-3)



●お店の方のおすすめ商品

初代から受け継がれる看板商品の「合わせ麹味噌」です。まろやかな甘みと深いコクが特徴の商品です。また、「ひしおの粧(はな)」はご家庭で材料を混ぜて発酵させるだけで昔ながらのひしおを手軽に作ることができるため、多くのお客様から親しまれている人気商品です。

●お店のアピールポイント

創業72年の歴史を持つ老舗味噌店です。地元瀬戸内市の食材を中心に使用し、食品添加物に頼らないものづくりにこだわっています。味噌だけではなく甘酒や麹商品も豊富に取り揃えており、調味料や発酵食品にこだわりたい方におすすめです。

●新入職員のコメント

長年地域の皆さまに愛されてきた理由を感じることができました。味噌づくりへのこだわりや地元瀬戸内市の原材料を大切にする姿勢が印象的でした。伝統を守りながらも「ひしおの粧」など、ご家庭で手軽に発酵食品づくりを楽しめる商品を提供されている点も魅力です。食材にこだわられていて、伝統あるお店を地元の方だけでなく、もっと色んな方に知ってもらいたいと思いました。健康を意識している方や発酵食品がお好きな方、毎日の調味料をこだわりたい方にぜひ訪れていただきたいお店です。ぜひお気に入りの商品を見つけて、自分だけの味を楽しんでみてください。

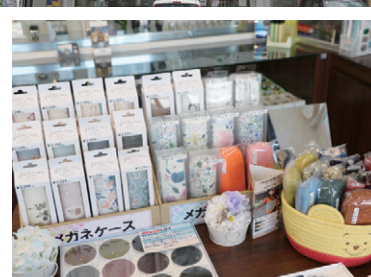
赤磐・桜が丘エリア

●おすすめのお店

頼れる町の眼鏡屋さん

有限会社 トミヤ眼鏡店

(赤磐市桜が丘東 5-5-201)



●お店の方のおすすめ商品

メガネ・時計・ジュエリーの販売をされているお店で、中でもメガネ・時計の修理、メンテナンスには定評があります。

●お店のアピールポイント

創業53年、信用と実績を積み重ねてきた地域に根ざした時計とメガネの専門店です。どんな小さなことでも心より歓迎し、温かい対応をモットーに営業されています。地域密着のお店として、永年地域の方々から愛されています。

●新入職員のコメント

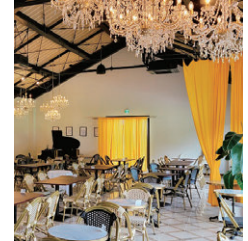
店主の人柄が良く、初めての方でも入店しやすいお店の雰囲気でした。私自身、取材の際に緊張していましたが、気さくに明るく話しかけてくださり、緊張が和らぎました。幅広いブランドのメガネや時計も取り揃えてあり、自分好みの商品がきっと見つかると思います。ぜひ足を運んでみてください。

和気エリア

●おすすめのお店

和気で過ごす、音楽と旬の彩り
身近で味わう心ほどける幸せのひととき

カフェ ドゥ ブーケ
Caf'e de bouquet
(和気郡和気町本 58-1)



●お店の方のおすすめ商品

【6月からの夏限定】クリームあんみつ

手作りのバニラアイスと抹茶アイスを添えた、初夏にぴったりの限定メニューです。備前焼の器で、岡山の伝統とともに楽しめます。

ティータイムには、毎日何が出てくるかお楽しみな「日替わりおまかせケーキセット」もおすすめです。



●新入職員のコメント

広々とした店内にはピアノもあり、音楽とおいしい食事で格別な癒しのひとときを過ごせます。これからの季節は、こだわりの新作であるクリームあんみつや、お店自慢の自家栽培フルーツを使ったメニューがおすすめです。どなたでも気軽に立ち寄れる雰囲気、モーニングからランチ、ディナーまで時間帯ごとに多彩なメニューも楽しめますので、ぜひご友人とのお喋りや、日常のひとときを楽しみに、足を運んでみて下さい。

●お店のアピールポイント

店内は100名まで入れる開放的でおしゃれな空間で、定期的に音楽会やジャズコンサートなども開催されています。また、お店の敷地内で丁寧に育てた採れたての旬のフルーツ（春はいちご、夏はぶどうなど）を使ったスイーツにはこだわりがあり、今後はブルーベリーの栽培も予定されています。洗練された空間でありながら、地域みなさまが気軽に立ち寄れるリーズナブルな価格設定も魅力です。



窓口で見かけたら、
ぜひお気軽にお声かけください！

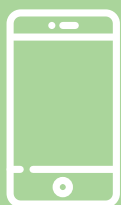
今回取材した新入職員

ローンのご案内

**来店不要！自宅からご融資が可能に！
WEBで完結！**

24時間受付！

スマホ、パソコン、タブレットで手続きが完結！



スマホ



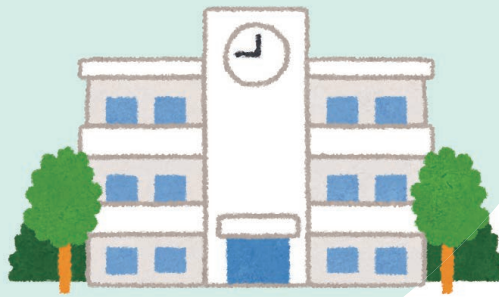
パソコン



タブレット



マイカーローン



教育ローン

●ご利用いただける方

満 18 歳以上の個人の方で、安定継続した収入があり、（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方。

●対象融資

- マイカーローン
- 教育ローン
- 随時返済型カードローン

●ご融資期間・金額

融資の種類によって期間と融資金額が異なります。詳しくは当金庫ホームページをご覧ください。

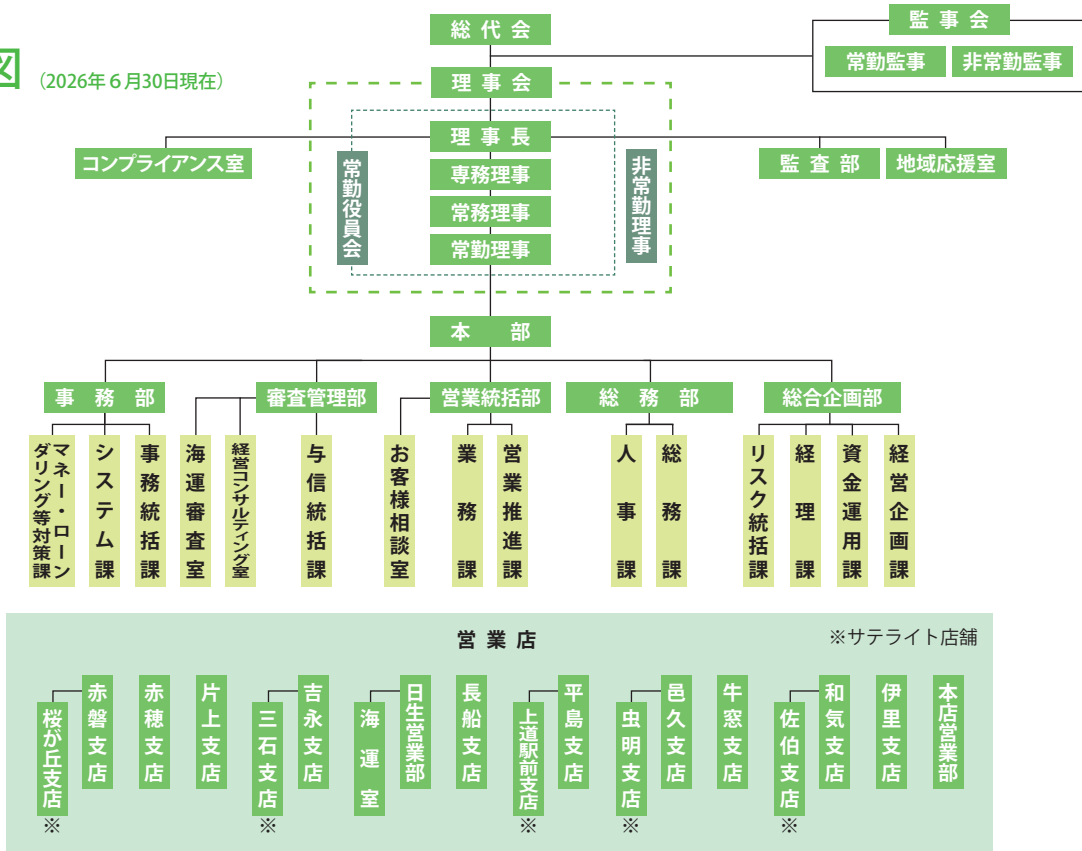
●必要書類

- ご本人が確認できるもの
（運転免許証、マイナンバーカード、取得していない場合は健康保険証）
- 収入が確認できるもの
（公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告控 など）
- お使いみちが確認できるもの
（注文書・見積書・請求書・振込依頼書 など）

※融資内容によっては、ご来店をお願いする場合がございます。

組織・主要な事業の内容

組織図 (2026年6月30日現在)



役員一覧 (2026年6月30日現在)

理事長 (代表理事)	中 田 由紀人
専務理事 (代表理事)	小竹森 誠
常務理事 (代表理事)	中 川 正 典
常勤理事	樫 本 尚 也
常勤理事	田 村 幸 秀
理 事 ^{※1}	久 本 久 治
理 事 ^{※1}	高 祖 淳 三
理 事 ^{※1}	徳 永 夕 子
理 事 ^{※1}	藤 田 尚 弘
常勤監事	原 田 修 二
監 事 ^{※2}	荒 内 保 裕
監 事	石 野 統輝也

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 信用金庫法32条第5項に定める員外監事です。

主な事業の内容

- 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金等を取り扱っております。
- 貸出業務
(1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。
- 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
- 附帯業務
(1) 代理業務
① 日本銀行歳入代理店
② 地方公共団体の公金取扱業務
③ 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、信金中央金庫等の代理貸付業務
④ 株式払込金の受入代理業務
(2) 保護預り業務
(3) 有価証券の貸付
(4) 債務の保証
(5) 公共債の引受
(6) 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
(7) 保険商品の募集業務 (保険業法に基づく保険募集)
(8) 共済募集 (中小労災共済法に基づく共済募集)
(9) スポーツ振興くじの払戻業務
(10) 電子債権記録業に係る業務
(11) 信託契約代理業務

備前日生信用金庫の沿革



旧備前信用金庫

昭和 45年 10月	片上信用金庫・牛窓信用金庫が対等合併し 備前信用金庫として発足 初代理事長に龍田 辨吉就任
47年 10月	第2代理事長 服部 和一郎就任
49年 8月	第3代理事長 宮原 正吾就任
53年 2月	第4代理事長 星合 積就任
55年 5月	第5代理事長 萊崎 久就任
58年 9月	預金量500億円突破
平成 5年 3月	預金量1,000億円突破
7年 11月	日本銀行と当座預金取引開始
13年 4月	損害保険窓口販売業務取扱開始
13年 6月	第6代理事長 高田 修就任
13年 9月	日本銀行歳入代理店業務取扱開始
14年 10月	生命保険窓口販売業務取扱開始
19年 9月	投資信託窓口販売業務取扱開始
20年 5月	保険第3分野商品（がん保険・医療保険） 取扱開始
22年 6月	個人向け国債（固定金利型3年）取扱開始
25年 6月	第7代理事長 菊伊 友幸就任
27年 3月	全自動貸金庫取扱開始
27年 4月	地域貢献ポイント「おつきあい」取扱開始
27年 6月	第8代理事長 高森 謙二郎就任
29年 4月	信託契約代理業務取扱開始
29年 7月	営業地区拡張（岡山県全域）
令和 元年 6月	第9代理事長 松本 洋一就任



旧日生信用金庫

昭和 23年 5月	初代理事長に森谷 新一就任
23年 7月	有限責任日生信用組合認可
23年 11月	市街地信用組合法により日生信用組合に改組
25年 4月	中小企業等協同組合法により日生信用組合 に改組
25年 12月	第2代理事長 吉田 確二就任
27年 5月	信用金庫法に基づき日生信用金庫に改組
32年 1月	第3代理事長 亀山 孝一就任
33年 1月	第4代理事長 森下 精一就任
48年 9月	預金量100億円達成
53年 12月	第5代理事長 森下 一之介就任
56年 12月	日本銀行歳入代理店業務取扱開始
60年 3月	預金量500億円達成
平成 13年 4月	損害保険窓口販売業務取扱開始
14年 10月	生命保険窓口販売業務取扱開始
15年 6月	第6代理事長 柿山 榮美雄就任
15年 11月	第7代理事長 中川 弘之就任
17年 9月	個人向け国債の取扱を開始
20年 5月	保険第3分野商品（がん保険・医療保険） 取扱開始
27年 6月	第8代理事長 木下 洋司就任
29年 8月	投資信託窓口販売業務取扱開始



備前日生信用金庫

令和 2年 2月	初代理事長 木下 洋司就任
2年 10月	邑久支店・邑久中央支店統合
2年 11月	伊里支店・伊里中央支店統合 長船支店・長船中央支店統合
3年 2月	片上支店・片上中央支店統合 和気支店・和気中央支店統合
3年 6月	第2代理事長 松本 洋一就任
4年 4月	小型店のサテライト化 （佐伯支店・虫明支店・上道駅前支店・桜が丘支店・三石支店）
4年 7月	和気支店新築移転
4年 9月	アプリバンキング導入
5年 6月	第3代理事長 中田 由紀人就任
7年 1月	営業店窓口支援システム全店導入
7年 2月	合併5周年記念講演会開催（講師：櫻井よしこ氏） 役職員懇親会開催

店舗のご案内

(2026年6月30日現在)

備前市		本店営業部 備前市伊部1660-7 TEL 0869-64-4112 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00		日生営業部 備前市日生町日生888-5 TEL 0869-72-1151 ATM 平日 8:45～20:00 土日祝 9:00～17:00
		片上支店 備前市西片上15-1 TEL 0869-64-4125 ATM 平日 8:45～19:00		伊里支店 備前市穂浪2852 TEL 0869-67-0226 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00
		吉永支店 備前市吉永町吉永中904-4 TEL 0869-84-3151 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00		三石支店 備前市三石310 TEL 0869-62-0112 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00
瀬戸内市		牛窓支店 瀬戸内市牛窓町牛窓6396-7 TEL 0869-34-3401 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00		邑久支店 瀬戸内市邑久町尾張622-1 TEL 0869-22-1125 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00
		虫明支店 瀬戸内市邑久町虫明4340-2 TEL 0869-25-0311 ATM 平日 8:45～17:30		長船支店 瀬戸内市長船町土師113-1 TEL 0869-26-4421 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00
赤磐市		赤磐支店 赤磐市沼田890-9 TEL 086-955-2111 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00		桜が丘支店 赤磐市桜が丘西1-11-6 TEL 086-955-6111 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00
岡山市		平島支店 岡山市東区東平島146-6 TEL 086-297-3200 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00		上道駅前支店 岡山市東区上道北方665-1 TEL 086-278-2551 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00
和気町		和気支店 和気郡和気町福富648 TEL 0869-93-1168 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00		佐伯支店 和気郡和気町矢田296-7 TEL 0869-88-1121 ATM 平日 8:45～17:00
赤穂市		赤穂支店 赤穂市加里屋中洲4-32-4 TEL 0791-45-1501 ATM 平日 8:45～19:00 土日祝 9:00～17:00		

店外 ATM

ナンバ備前店	平日	10:00～19:00
	土日祝	10:00～17:00
マックスバリュ備前店	平日	10:00～20:00
	土日祝	10:00～19:00

寒河出張所

平日	10:00～19:00
土日祝	10:00～17:00

商品・サービスのご案内

主な商品・サービスのご案内

(2026年6月30日現在)

預金商品

預金の種類		内容・特色
流動性預金	総合口座	1冊の通帳に、普通預金、定期預金をセットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能がついて、家計簿代わりにご利用いただけます。
	普通預金	現金・小切手・手形・配当金などの入金、給与・年金などの自動受取、公共料金・クレジット等の自動支払いに幅広くご利用いただけます。
	決済用預金	決済用預金の3要件（①無利息、②要払い、③決済サービスを提供）を満たす預金です。
	貯蓄預金	いつでも自由にお引き出しいただける手軽さに加え市場金利に応じた有利な預金です。
	子育て応援普通預金「きぼう」	満15歳未満の個人の方を対象とした預金です。10万円以上のお預け入れの場合は、1年もののスーパー定期預金（300万円未満）の金利を適用します。
	当座預金	お取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。
	納税準備預金	税金納付資金専用の預金で、お利息は非課税扱いとなっています。
	通知預金	まとまった資金の短期運用に最適な預金です。
定期性預金	大口定期預金	金利情勢に応じて当金庫独自の金利を設定、大口の資金運用に最適です。
	スーパー定期預金	身近な自由金利の定期預金です。個人の方のみご利用いただける3年以上の複利型は半年複利で有利です。
	変動金利定期預金	お預入れから6ヶ月毎に市場実勢を反映して金利が変動する定期預金です。個人の方のみご利用いただける複利型は半年複利で有利です。
	期日指定定期預金	1年複利で高利回り。1年経過後は1ヶ月前までに満期日をご指定いただき、お引き出しできる便利な預金です。
	年金定期預金	当金庫で年金をお受け取りの方、あらたに年金受給口座をご指定された方を対象とした優遇金利の定期預金です。 ・お預入れ金額 おひとり300万円以内 ・お預り期間 1年のみ
	給与振込定期預金	当金庫普通預金口座で給与をお受け取りの方を対象とした優遇金利の定期預金です。 ・お預入れ金額 おひとり300万円以内 ・お預り期間 1年のみ
	相続定期預金「次代」	1年以内に預金を相続された方を対象とした優遇金利の定期預金です。被相続人の方が当金庫と取引がなく、他金融機関からの相続預金の預け替えも取扱可能です。 ・お預入れ金額 おひとり100万円以上 ・お預り期間 1年のみ
	定額複利預金	お預入れ期間が長くなるほど金利が高くなります。6ヶ月の据置期間が経過すれば何時でもお引き出しが可能です。
	スーパー積金	市場金利に連動した有利な定期積金です。ご利用の目標と時期に合わせて毎月一定額を積立てる堅実な預金です。
財形預金	一般財形預金	給料天引きで確実に資金が貯まり、結婚・教育・レジャーなど貯蓄目的は自由です。1年経過分から一部お引き出しができる便利な預金です。
	財形年金預金	豊かなシルバーライフ実現のための年金型預金です。財形住宅預金と合算して、元本550万円まで非課税です。
	財形住宅預金	マイホーム取得・増改築などの資金づくりにお得な預金です。財形年金預金と合算して、元本550万円まで非課税です。

融資商品

融資の種類		内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
個人向け	住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・増改築、住宅ローン借換資金など、マイホームづくりにお役立てください。	20,000万円以内	50年以内
	リフォームローン	住宅の増改築及び修繕、太陽光発電システム導入などに利用できます。	1,000万円以内	15年以内
	フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由で、事業性資金を除く資金にご利用いただけます。他の金融機関や信販会社でご利用中のローンと新たな融資額をまとめてご融資することが可能です。	1,000万円以内	10年以内
	自 動 車 ロ ー ン	マイカー購入、免許の取得、車検等の必要資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
	教 育 ロ ー ン	授業料の学校納付金、就学に係る付随費用、受験費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
	カ ー ド ロ ー ン	お使いみち自由で便利なローンです。事業資金を除く資金（レジャー・ショッピング等）にご利用いただけます。	500万円以内	3年毎更新
事業者向け	事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業資金をご契約の範囲内で反復して利用いただける当座貸越です。	2,000万円以内	1年または2年

各種サービス

サービス名	内容・特色
地域貢献ポイント 「おつきあい」	個人のお客さまに対して、取引内容に応じてポイントをお付けし、一定基準ポイントが貯まったお客さまに対して当金庫が発行する商品券を当金庫が指定する加盟店でご利用いただけるシステムとなっています。
キ ャ ッ シ ュ サ ー ビ ス	当金庫本支店のATMで預金の預け入れ、引き出しができるのをはじめ、全国各地の提携金融機関で相互に現金の預け入れや払戻しができます。
し ん き ん ゼ ロ ネ ッ ト サ ー ビ ス	信用金庫のキャッシュカードであれば、全国の信用金庫のCD、ATMを手数料無料でご利用いただけるサービスです。 （ゼロネットサービスの時間帯） 平日 8：45～18：00の入出金 土曜 9：00～14：00の出金 ※本サービスをご利用いただけないしんきんATMが一部ございます。
デ ビ ッ ト カードサービス	当金庫のキャッシュカードで全国の「J-Debit」加盟店でお買い物ができます。なお、ローンデビットサービスもご利用いただけます。
A T M 振 込	振込カードとキャッシュカードで素早く振込ができます。振込依頼書への記入の手間もいらず、窓口扱いよりも手数料がお得となります。
定 額 自 動 送 金	家賃・月謝・仕送りなど毎月一定の日に一定額の振込をお客さまの口座からご指定の口座へ確実に代行します。

自 動 支 払 (自 動 引 落 し)	電気料・水道料・電話料・NHK受信料・ガス料・各種クレジット料金・保険料などが、一度の振替手続きによりご指定の口座から自動的に支払われます。
インターネット バンキング (IB)	パソコン・スマートフォンから振込・振替、ご預金の照会ができます。土曜日・日曜日・祝日も予約の取引ができ、大変便利にご利用いただけます。振込手数料もお得となっております。
法人インターネット バンキング (IB)	企業・個人事業主の皆さまの幅広いニーズに対応し、パソコンから総合振込や給与振込等、充実した金融取引をご利用いただけます。専用端末機・ソフトは不要、パソコンのブラウザのみでご利用いただけます。
電 子 記 録 債 権 サ ー ビ ス	オンライン上で決済を行うサービスで、パソコンを使って代金の支払いや受取りが可能です。でんさいは手形に代替する活用方法に限らず、広く売掛債権の代替機能を果たします。
アプリバンキング	お客さまのスマートフォンにアプリをダウンロードしていただくと、残高や入出金明細照会、保有資産照会等の各種サービスがご利用いただけます。
ホームバンキング (HB)	パソコン等により残高・振込の照会や当金庫本支店間及び他金融機関への振込・振替ができるサービスです。
Pay-easy (ペイジー) 口 座 振 替 受 付 サ ー ビ ス	デパート、スーパーなどの専用端末から、クレジットカードや保険契約等の「口座振替」手続きを、キャッシュカードと暗証番号だけでご契約いただけます。
スマホ決済サービス B a n k P a y	日本電子決済推進機構が提供するスマートフォンアプリで、全国のBank Pay加盟店での買い物飲食代金支払いの「QRコード決済」や、少額の個人間送金サービス「ことら送金」を行うことができます。
こ と ら 送 金	株式会社ことらが提供する少額の個人間送金サービスであり、加盟する金融機関の個人口座間において、スマートフォンアプリを利用して送金を行うサービスで、当金庫の預金口座を登録した「Bank Pay」を通じて利用することができます。
全 自 動 貸 金 庫	窓口での手続きなしで、お客さまご自身でカードを使用し、自由にご入室いただけます。暗証番号を入力することにより、貸金庫保護箱が自動で出てまいりますのでATM感覚で手軽に利用できます。 (お預かりできる品物) 預金証書・通帳・保険証券・契約証書・貴金属・宝石・ご印鑑・その他の重要書類・貴重品など。1ボックス20kgまで
夜 間 金 庫	金庫営業時間終了後に、お店の売上金などをお預かりし、ご指定の口座にご入金いたします。(夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください)
海 外 送 金	信金中央金庫を通じて海外送金がご利用いただけます。
年 金 相 談	当金庫では、専門家による年金相談会を開催しています。また、年金専門の担当者において、都度年金に関するご相談に応じています。
年 金 自 動 受 取	各種年金がご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
給 与 振 込	毎月のお給料やボーナスがご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。
e - d a s h	カーボンニュートラル実現のため、企業のCO ₂ 排出量の可視化から、CO ₂ 削減まで支援するサービスです。

最新の商品、各種サービス等の内容につきましては、店頭又はホームページでご確認ください。

手数料のご案内

A T M 関連手数料一覧表

(2026年5月12日現在)

●ATM利用手数料

キャッシュカードの種類			手 数 料			
当金庫のカード	平 日	8:45～18:00	入金	無 料	出金	無 料
		18:00～20:00				110円
	土曜・日曜・祝日					9:00～19:00
全国の信用金庫カード	平 日	8:45～18:00	入金	無 料	出金	無 料
		18:00～20:00				110円
	土曜・日曜・祝日					9:00～19:00
都銀・地銀のカード	平 日	8:45～18:00	入金	ご利用不可	出金	110円
		18:00～20:00				220円
	土曜・日曜・祝日					9:00～19:00
第二地銀・信用組合 労働金庫のカード	平 日	8:45～18:00	入金	110円	出金	110円
		18:00～20:00				220円
	土曜・日曜・祝日					9:00～19:00
郵便貯金のカード	平 日	8:45～18:00	入金	110円	出金	110円
		18:00～20:00				220円
	土曜日	9:00～14:00		220円		110円
		14:00～19:00				220円
	日曜・祝日					9:00～19:00
岡山県内信用金庫・トマト銀行 笠岡信用組合のカード（※） 中国銀行のカード（＊）	平 日	8:45～18:00	入金	無 料	出金	無 料
		18:00～20:00				110円
	土曜・日曜・祝日					9:00～19:00

- (※) 1. キャッシュコーナーによりご利用時間が異なる場合があります。
 2. ご利用日・ご利用時間帯により各A T M設置金融機関所定の「時間外手数料」が必要となります。
 3. 「時間外」の設定時間帯は各金融機関によって異なります。
 4. コンビニに設置しているA T Mは対象外となります。 (*) 中国銀行の場合は、出金のための取扱いです。

●ATM利用による振込手数料

金 額		区 分	平 日		土曜・日曜・祝日
			18時まで	18時以降	
他行宛	5万円未満		440円	550円	550円
	5万円以上		660円	770円	770円
本支店宛	キャッシュカード		無 料	110円	110円
	5万円未満（現金）		110円	220円	220円
	5万円以上（現金）		330円	440円	440円
自店内	キャッシュカード		無 料	110円	110円
	5万円未満（現金）		110円	220円	220円
	5万円以上（現金）		330円	440円	440円

- (注) キャッシュカードは、当金庫のカード利用料金です。
 他行宛料金は、キャッシュカード利用振込、現金振込とも同一金額です。

(上記手数料には消費税が含まれています。)

各種手数料一覧表

(2026年5月12日現在)

●両替手数料

紙幣・硬貨合計枚数	手数料
50枚以下	無 料
51～200枚	110円
201～1,000枚	220円+100枚毎に110円加算
1,001～2,000枚	1,100円
2,001枚以上	1,320円+1,000枚毎に220円加算

●硬貨入金手数料

硬貨枚数	手 数 料
100枚以下	無 料
101～500枚	330円
501～1,000枚	660円
1,001枚以上	1,320円+1,000枚毎に660円加算

●為替手数料

区 分				金額
振込	他 行 宛	電信扱	5万円未満	660円※
			5万円以上	880円※
		文書扱 (注3)	5万円未満	660円
			5万円以上	880円
	当金庫本支店宛	5万円未満	220円※	
		5万円以上	440円※	
為替 自動振込	自 店 内 (店内第三者振込)	5万円未満	110円	
		5万円以上	330円	
	他 行 宛	5万円未満	550円	
		5万円以上	770円	
	当金庫本支店宛	5万円未満	110円	
		5万円以上	330円★	
	自 店 内 (店内第三者振込)	5万円未満	110円	
		5万円以上	330円★	(本人および同一世帯家族は無料)
手形・小切手 代金取立 手数料	普通取立(当金庫自店内の小切手は無料)			440円
	郵送による取立			1,100円
その他の 諸手数料	送金・振込組戻料・振込訂正	1件につき	660円	
	不渡手形返却料・取立手形組戻料	1通につき	660円	
ホーム バンキング	自店内 (店内第三者振込) 当金庫本支店宛	5万円未満	55円	
		5万円以上(会員)	165円	
		5万円以上(会員外)	275円	
	他行宛	5万円未満	440円	
		5万円以上	660円	
インターネット バンキング	自店内・当金庫本支店宛			無料
	他行宛	5万円未満	330円	
		5万円以上	330円	

(注) 1. ※については当金庫出資会員の方は、110円割引きとなります。
2. ★については当金庫出資会員の方は、220円割引きとなります。
3. 障がいをお持ちでＡＴＭのご利用が困難なお客様は別紙ＡＴＭによる振込手数料と同額に引き下げ致します。

●融資関連手数料

不動産担保調査・事務取扱手数料		
新規設定(上限11万円)	事業資金1件あたり	設定額×0.1100%
	非事業資金1件あたり	設定額×0.0550%
内容変更	1件あたり	5,500円
有担保住宅ローン	1件あたり	55,000円
再発行手数料		
各種カードローンの再発行(注5)	1枚あたり	1,100円
返済予定表の再発行	1件あたり	550円
融資条件の変更手数料		
返済方法・金利の変更	1件あたり	5,500円
個人消費資金繰上返済	1件あたり	3,300円
住宅ローン繰上返済 (全部・一部)	300万円未満	11,000円
	300万円以上	55,000円
2025年3月以前契約の事業資金		
繰上返済(全部・一部)	300万円未満	11,000円
	300万円以上	55,000円
2025年4月以降契約の事業資金		
繰上返済(全部・一部) (消費税不課税)	当初借入日から5年以内	繰上返済額×1.5%
	当初借入日から5年超	繰上返済額×1.0%

(注) 1. 残高証明手数料のうち、機械以外で発行するもの(住宅ローンの残高証明は除く)、または、依頼日より1ヶ月超えるものに対しては、1,100円となります。
2. 利息証明手数料のうち、依頼日より1ヶ月超えるものに対しては、1,100円となります。
3. 文書扱いは専用用紙のみの取扱いとしす。
4. 個人情報開示請求手数料は基本的項目とその他項目がまたがる場合には2,200円となります。
5. お客様の手元にキャッシュカードまたはローンカードがあり、回収できる場合は、再発行手数料は徴収いたしません。
6. 上記以外に手数料を徴収させて頂くものがありますので窓口にお尋ねください。

(上記手数料には消費税が含まれています。)

●先日付振込手数料(総合振込のみ)

指定日の前営業日までに資金確保

振込の種類	金額区分	手数料
自店内 (店内第三者振込) 当金庫本支店宛	5万円未満	55円
	5万円以上(会員)	55円
	5万円以上(会員外)	275円
他行庫あて	5万円未満	550円
	5万円以上	770円

●給与振込手数料

振込指定日の2営業日前までに資金確保

振込の種類	手数料
他行庫あて	1件あたり 440円

●業務手数料

種 類	手 数 料
当座小切手帳(50枚綴)	1冊につき 2,200円
約束手形帳(25枚綴)	1冊につき 1,100円
為替手形帳(25枚綴)	1冊につき 1,100円
当座預金専用払戻請求書(50枚綴)	1冊につき 1,100円
自己宛小切手発行	1通につき 550円
署名鑑サービス登録・変更	1件につき 5,500円
再発行: キャッシュカード(注5)	1枚につき 1,100円
通 帳	1冊につき 1,100円
証 書	1枚につき 1,100円
夜間金庫利用手数料	年間あたり 26,400円
全自動貸金庫 利用手数料	サイズ S 年間あたり 11,880円
	サイズ M 年間あたり 15,840円
	サイズ L 年間あたり 19,800円
預金・融資 残高証明書(注1)	1通につき 550円
各種証明書(注2)	1通につき 550円
融資証明書	1通につき 証明金額×0.0220%
アンサーサービス手数料	1ヶ月あたり 1,100円
ホームバンキング基本料	1ヶ月あたり 1,100円
インターネットバンキング 基本料	個人 無 料
	1ヶ月あたり 法人 オンラインサービスのみ 1,100円 データ伝送サービス(オンラインサービス含む) 3,300円
口座振替手数料	帳票ベース 220円
	記録媒体ベース 165円
	データ伝送 55円
国債口座管理手数料	年間あたり 1,320円
株式払込	取扱額 2,750
	5,000万円以下 1,000
	取扱額 2,200
	5,000万円超 1,000
履歴照会帳票作成手数料	基本手数料550円+22円×枚数
個人情報開示請求 手数料(注4)	基本的項目 1通につき 1,100円
	その他項目 1通につき 2,200円
未利用口座管理手数料	年間あたり 1,320円
口座振替中止	1件あたり 550円
法人格のない団体等の口座開設	1件あたり 5,500円
振込媒体持込手数料	1持込あたり 2,200円
口座管理法相続時預貯金 口座照会手数料	1件あたり 5,060円

総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は180人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定めております。
- (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

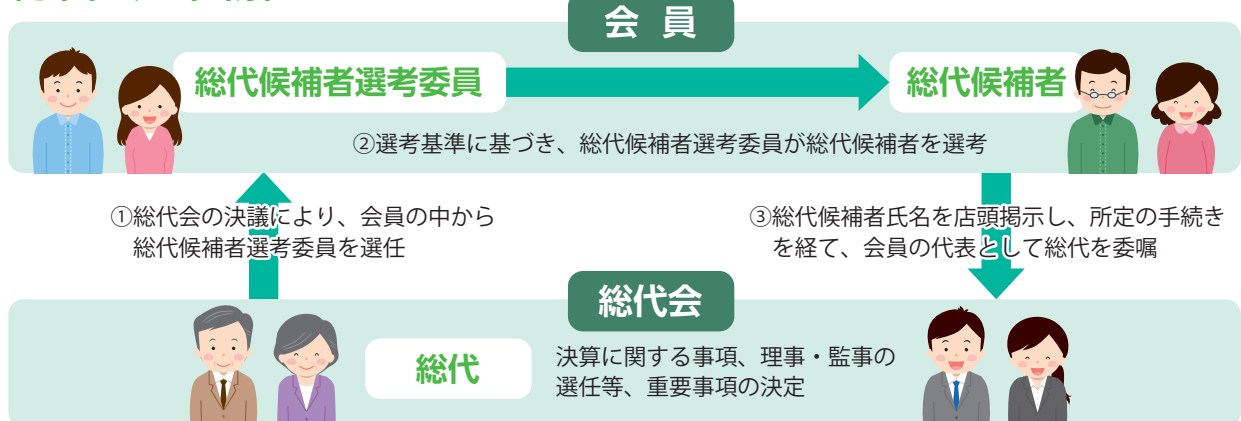
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

 - ①総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から総代候補者選考委員を選任する
 - ②総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
 - ③総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てできる）

総代候補者選考基準

- (1) 資格要件
 - ①当金庫の会員であること
 - ②満80歳未満であること
 - ③重任は妨げないが5期15年を超える場合は、70歳未満であること
 - ④②及び③により資格が無くなった総代について、当該総代の見識その他諸般の事情から特に必要があると認められるときは、さらに1期（3年）を限度として委嘱することができる
- (2) 適格要件
 - ①総代として相応しい見識を有している方であること
 - ②良識をもって正しい判断ができる方であること
 - ③人格、見識にすぐれ、地域における信望が厚い方であること
 - ④金庫の理念・使命をよく理解し、当金庫の発展に寄与できる方であること
 - ⑤地域情報に通じ、当金庫と緊密な取引関係を有する方であること
 - ⑥その他総代候補者選考委員が適格と認めた方であること

総代会の図解



総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

総代の氏名等

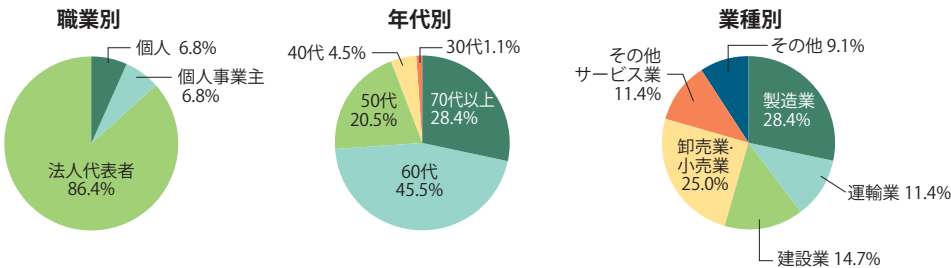
(順不同、敬称略)

選任区域		人数	氏 名（就任回数）					
第1区	本店営業部	7名	太田 秀雄 ④	甲矢 了二 ④	神田 英則 ④	高田 和生 ④	橋本 修 ②	
			馬場 敏彰 ⑨	松本 和生 ⑥				
第2区	片上支店	7名	池本 正治 ③	大西 真司 ⑤	寺尾 俊郎 ⑤	長崎 信行 ③	平垣省太郎 ⑤	
			吉延嘉一郎 ⑤	吉延 光宏 ③				
第3区	牛窓支店	7名	石田 一成 ⑤	奥村 隆幸 ⑤	黒井 寛然 ③	柴田 健志 ③	服部 芳郎 ③	
			原野 健一 ④	元浜 詳一 ⑦				
第4区	伊里支店	5名	伊賀 資耕 ⑨	角野 和明 ④	川邊 一平 ④	星合 雄大 ②	正宗 信行 ③	
第5区	長船支店	8名	石原 基司 ⑤	岡本 利行 ③	神坂 俊規 ③	久保 好弘 ⑤	近藤 昭仁 ⑤	
			谷口彰太郎 ④	馬場真太郎 ③	土方 明典 ⑤			
第6区	邑久支店	8名	内田 晴啓 ⑧	太田日出明 ③	大森 一慶 ④	岡崎 正裕 ③	滝口 雅子 ③	
			武久 忠 ⑥	福崎 勇 ⑤	眞殿 重喜 ⑤			
第7区	和気支店	8名	大森 雅勝 ⑥	金光 徳幸 ④	川上 健二 ⑩	國本 直宏 ③	高原 嘉人 ③	
			恒次 一 ⑤	向井 克彦 ⑨	森田 竜次 ③			
第8区	虫明支店	2名	横山 敬弘 ③	吉崎 英明 ④				
第9区	佐伯支店	3名	岡 尚志 ①	佐藤樹美雄 ⑥	寺尾 陽子 ③			
第10区	桜が丘支店	2名	大森 公平 ⑤	皿井 隆臣 ①				
第11区	平島支店	3名	小橋 重利 ③	中田 賢一 ③	藤原 重雄 ⑥			
第12区	上道駅前支店	2名	石原 務 ④	千田 真義 ②				
第13区	日生営業部	14名	天倉 辰己 ③	安良田政弘 ⑥	岡 孝造 ③	雄島 新作 ④	川辺 雄基 ③	
			小林 昌史 ②	立花 朗 ④	丹羽耕一郎 ①	中村 誠志 ⑤	中本孝一郎 ④	
			西崎 公英 ②	松井 徹 ⑦	森下 実 ④	山口 宏明 ②		
第14区	三石支店	4名	菊政 敏人 ⑥	北川 昌邦 ③	延原 巖 ③	増永 雅嗣 ⑧		
第15区	吉永支店	4名	柴田 誠 ⑥	林 徹浩 ③	藤井 和彦 ⑥	砂子 吉信 ⑨		
第16区	赤穂支店	2名	岡本 一寛 ⑥	小宮 一則 ⑥				
第17区	赤磐支店	2名	東本 純司 ③	向畑 貴生 ③				

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(2026年6月22日現在)

<総代の属性別構成比>



第56期 通常総代会の議事内容

第56期通常総代会（2026年6月22日開催）では、次の報告並びに決議事項が付議されました。なお、決議事項については、それぞれ原案どおり承認されました。

- 報告事項

第56期（2025年4月1日～2026年3月31日）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 決議事項

第1号議案

2025年度剰余金処分案承認の件

第2号議案

定款第15条に基づく会員除名の件

第3号議案

理事1名選任の件

第4号議案

監事1名選任の件

第5号議案

退任理事及び退任監事に対し退職慰労金贈呈の件

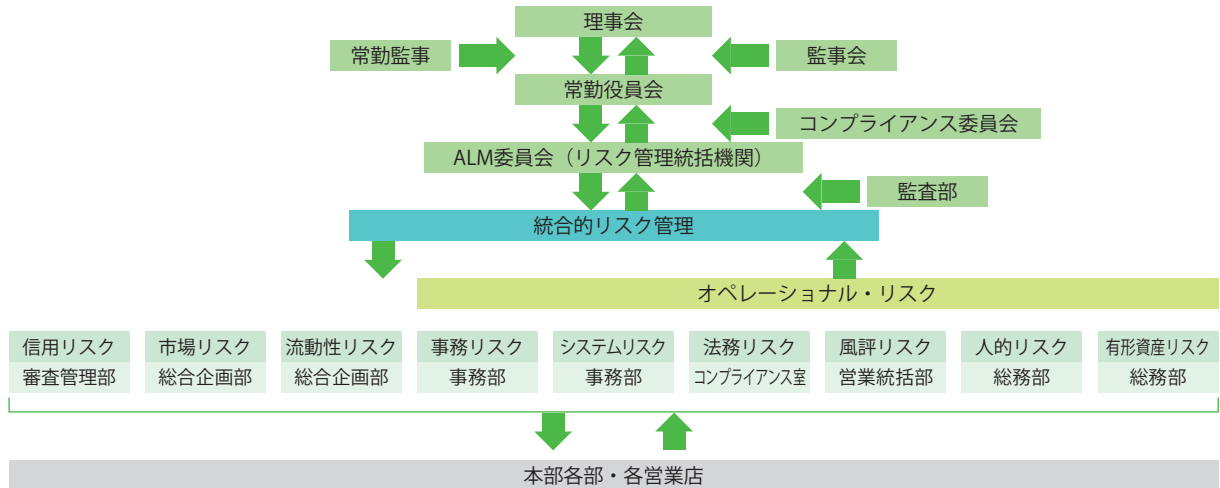
第6号議案

総代候補者選考委員1名選任の件



リスク管理態勢

統合的リスク管理体制図



当金庫を取り巻く金融環境は、金融技術の進展により、高度化、複雑化し、これまでのリスク管理の観点では捉えられないリスクに晒されております。こうしたことから、当金庫では、「統合的リスク管理方針」等に基づき、経営の健全性、安全性を確保することを目的に、当金庫が直面するさまざまなリスクを総体的に捉え、統合的リスク管理の強化を図っており、リスク管理統括機関であるALM委員会などを通じて、適切なリスクコントロールを行っております。

リスクカテゴリー

1 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（お取引先企業・個人）の財務内容の悪化などにより、資産（貸出金・有価証券等）の価値が減少あるいは消失し、損失を被るリスクです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制を構築し、案件審査・与信管理を行っております。また、有価証券発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

2 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランス資産を含む）の価値が変動し、損失を被るリスクです。主な市場リスクは、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクから構成されています。

当金庫では、適切なリスクの管理による収益の確保を図るため、市場リスク管理要領や市場リスク管理手順等を制定しております。その中で、リスク管理に関する方針やリスク管理の手法・ポジション枠の設定等を定め、厳正な管理に努めております。

3 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、流動性管理要領や流動性リスク管理手順等を制定し、保有資産の流動性を維持・管理するとともに、安定した支払準備資産の確保に努めております。

4 オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、当金庫の内部管理体制、システムが不適切であること、または外生的事象の発生により損失を被るリスクです。当金庫では以下の6つに分類してリスク管理を行っております。

●事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。

当金庫では、事務処理に係るリスクを適正に把握し、適切なリスク管理を行うため、事務リスク管理要領等を制定しております。その中で、リスク管理に関する基本方針や管理体制を定め、厳正な事務管理と事故の未然防止に努めております。

●システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動などのシステムの不具合、不正利用等により損害を被るリスクです。

当金庫では、コンピューターの運営および利用にあたり、適切な管理を行うことにより、システムの安全性、信頼性を維持し、情報資産の保護を図るため、システムリスク管理要領等を制定しております。その中で、基本方針や管理体制を定め、万一の事故や災害に備えております。

●法務リスク

法務リスクとは、法令や内部規程等のルールを逸脱した行為により、訴訟等による金銭的な損失を被る、あるいは社会的評価や信頼を損ない、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、コンプライアンス室を中心に、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化を図り、より高い倫理観の確立に取り組んでおります。

●風評リスク

風評リスクとは、根拠のない風説の流布や評判の悪化などの信用力の低下により損失を被るリスクです。

当金庫では、リスクを適正に把握し適切なリスク管理を行うため、風評リスク管理要領等を制定しております。その中で、基本方針や報告体制を定め、風評リスクに対する管理体制の構築を図っております。

●人的リスク

人的リスクとは、職員の活動、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為およびその他の事象により損失を被るリスクです。

当金庫では、役職員の身上把握や職場離脱制度による検査等を行うほか、役職員一人ひとりが、能力の向上や意欲を持って仕事に取り組める職場環境を整備することによって、人的リスクを抑制するよう取り組んでおります。

●有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵等が発生した結果、資産が毀損して損失を被るリスクです。

当金庫では、普段から役職員一人ひとりが金庫の有形資産の維持・保守に取り組むとともに、大規模災害等が発生した場合のマニュアル等を策定し、対策等を講じることでリスクの極小化に努めております。

経営改善支援及び地域活性化のための取組み

1. 経営改善支援への取組み方針

当金庫はお取引先企業の経営上のお悩みや問題点などの相談を受け、適切な助言や指導を行うことにより、お取引先の今後の発展や活性化をサポートしてまいります。

2. 経営改善支援に関する態勢整備の状況

営業店と本部専担部署（経営コンサルティング室）とが一体となり、連携を取りながらお取引先企業の経営改善支援を積極的に取り組んでいます。

3. 経営改善支援に関する取組み状況

2025年度の取組み実績は以下のとおりです。

		(単位：先数)				(単位：%)		
		期初債務者数		うち経営改善支援取組み先数		経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
		A	a	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 b	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 c	aのうち再生計画を策定した先数 d		
						a/A	b/a	d/a
正常先	①	4,387	3	0	3	0	0.06	0
要注	うちその他要注意先	②	226	13	0	13	5.75	0
意先	うち要管理先	③	2	0	0	0	0	0
破綻懸念先	④	49	5	0	5	0	10.20	0
実質破綻先	⑤	32	1	0	1	0	3.12	0
破綻先	⑥	10	0	0	0	0	0	0
小 計(②～⑥の計)		319	19	0	19	3	5.95	0
合 計		4,706	22	0	22	3	0.46	0

また、次の項目について必要に応じ、お取引先企業への支援を行っています。

- (1)創業・新規事業開拓の支援

○創業促進補助金事業への申請手続き等

(2)成長段階における支援

○中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業への申請手続き等

○ビジネスマッチングの取組み
- (3)経営改善・事業再生・業種転換等の支援

○経営改善計画書の策定アドバイス、策定後の進捗管理

○外部専門機関との連携

4. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	467件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	47.26%
保証契約を解除した件数	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	1件

5. 地域活性化に関する取組み状況

当金庫は地域社会の一員として、日常的・継続的に諸団体への参加協力を実施しております。引き続き地域の各種経済団体との連携強化に努めるとともに、各種事業活動にも積極的に参加してまいります。

6. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

ディスクロージャー誌等を利用し、地域や利用者に対して地域密着型金融に係る取組みに関する情報を積極的に発信しております。

各種方針

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は、コンプライアンス態勢の充実・強化を図るため、管理体制面の整備、並びに営業店への指導を徹底するなど、コンプライアンス重視の経営に努めております。

コンプライアンス態勢の整備状況

- ・コンプライアンス態勢にかかる重要事項の決定は理事会で行い、理事長が最高責任者となってコンプライアンス態勢の整備及び維持を図っています。また、コンプライアンスに関する全体的な運営状況を一元的に管理するために、コンプライアンス委員会（統括部署：コンプライアンス室）を設置しています。
- ・遵守すべき法令等の基準とその解説、違法行為や問題事案への対処方法などを具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル」を策定、役職員全員に配付し、同マニュアルに則り行動することとしています。
- ・コンプライアンスの実践にあたっては、「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制など取り組むべき具体的な行動項目とスケジュールを定め、その進捗状況を管理しています。なお、同プログラムの進捗状況は定期的にコンプライアンス委員会や理事会に報告しています。
- ・本部各部および営業店にコンプライアンス担当責任者を配置しており、四半期に1回コンプライアンス担当責任者会議を開催し、コンプライアンス違反の再発防止策等の協議を行っています。
- ・金庫内でコンプライアンス違反を発見した場合、また、そのおそれがあると判断される場合の通報方法としてホットライン（内部通報）制度・外部通報制度を設けています。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども備前日生信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連帯関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客さま保護等への取組み

当金庫は、お客さまの保護や利便性の向上のため、業務の健全性と適切性を確保することを目的として、以下のとおり顧客保護等管理態勢を整備し、各種の施策に取り組んでいます。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

備前日生信用金庫は、地域金融機関として「地域経済の発展と地域社会の繁栄と幸福に貢献する」との企業理念に基づき、お客さまの資産形成・運用におけるお客さま本位の業務運営の定着を図るため、基本方針を策定し公表します。

1. お客さまの最善の利益の追求
地域金融機関として、お客さまの経済的な繁栄への助力となることが本質であるとの考え方を組織全体で共有し、お客さまのライフサイクルに応じたサービス・商品の提供を行います。
各部署では、日常からこの考え方が業務活動に反映されているか、振り返りを励行します。
2. 利益相反の適切な管理
利益相反のおそれのある取引によって、お客さまの利益が不当に害されることのないように、コンプライアンス担当部署による管理態勢を構築するほか、お客さまの利益保護に努めます。
3. 手数料の明確化
お客さまに直接ご負担いただく手数料のほか、信託報酬など間接的にご負担いただく手数料を含めて「手数料の見える化」を主眼とした、お客さまにとって分かりやすい丁寧な説明を行います。
4. 重要な情報の分かりやすい提供
金融商品の販売をはじめとした業務運営においては、お客さま一人ひとりに寄り添ったわかりやすい丁寧な説明を行います。
具体的には、お客さまの投資経験や商品ご理解の程度に応じて、説明の時間と回数について、柔軟な対応を行います。簡単な商品は簡潔に、複雑な商品はじっくり説明するなどメリハリをつけた対応を行います。
また、金融商品を保有するお客さまからは、定期的な面談機会をいただき、お客さまの疑問点や不安へのオーダーメイドの対応を行います。
5. お客さまにふさわしいサービスの提供
金融商品の販売をはじめとした業務運営においては、お客さまの投資のご経験・知識・財産状況・投資目的などをよくふまえて、真にお客さまの利益に資するサービス・商品のご提案を行います。
また、お客さまに対するサービス・ご提案が一方的にならないように十分配慮し、お客さまの商品選択の適切なご判断のサポート役となるように努めて行きます。
6. 従業員等に対する適切な動機付けの仕組み
従業員への教育は、各種法令・業務知識に加えて、地域金融機関としての営業理念を修得すべき機会を設けて行きます。
また、お客さま本位の運営への積極的な推進とその動機付けに繋がる評価体系を構築して行きます。

顧客保護等管理態勢の整備状況

- ・当金庫の役職員等が、金融商品等の勧誘及び説明にあたって、お客さまに対する取引または商品の説明及び情報提供の適切性及び十分性を確保することにより、お客さまが理解し納得いただけるよう適切な勧誘・説明を行っています。
- ・お客さまからのご相談・ご要望及び苦情等に誠実に対応し、その迅速な解決と改善策を実施することにより、お客さまからの信頼向上に努めています。
- ・また、「お客様相談室」を設置し、お客さまからのご相談・ご要望等に対応できる体制も整備しています。
- ・お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため適切な措置を講じるなどにより安全に管理しています。
- ・お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託する場合は、その業務遂行の的確性を確保し、お客さまの情報やその他の利益を保護するために、定期的または必要に応じてモニタリングを実施するなど委託先を適切に管理しています。
- ・お客さまとの取引にあたりお客さまの利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理するため、「利益相反管理方針」を整備しています。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）抜粋

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験、および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行ないません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店頭等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は18ページ参照）またはお客様相談室（住所：岡山県備前市伊部1660番地の7、電話：0869-64-4195、FAX：0869-64-0389）に、電話・FAX・手紙・面談でお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）または東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫お客様相談室または一般社団法人全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所（9時～17時、東京都中央区八重洲1-3-7、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、東京三弁護士会の利用を希望されるお客さまは全国しんきん相談所でもお取次ぎいたします。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の①、②の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。

詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<https://www.shinkin.co.jp/bizenhinase/>）をご覧ください。

詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。

お客さまへのお知らせ

お客さまの安全のために

■偽造・盗難キャッシュカード被害に係るお客さまへの補償について

当金庫は、お客さまに安心してキャッシュカードをご利用いただくため、偽造・盗難によってキャッシュカードを他人に不正使用された場合の被害について、原則として被害額の全額を補償させていただきます。

■キャッシュカードと暗証番号の管理についてお願い

キャッシュカードと暗証番号は、厳重に保管してください。

キャッシュカードが手元から無くなる、身に覚えがない取引があるなど被害に遭ったと思われる場合には、すみやかに当金庫までご連絡ください。

なお、以下の事項をお守りいただかないと、補償されないまたは補償が減額される場合もありますのでご注意ください。

- ・キャッシュカードの暗証番号を例えば「生年月日」「自宅住所・地番」「電話番号」「勤務先電話番号」「自動車ナンバー」など、お客さま以外にも知れる番号にすることは絶対に行わないでください。
- ・キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に教えること、暗証番号をキャッシュカード上を書くことは絶対に行わないでください。
- ・キャッシュカードを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置すること、第三者に容易に奪われる状態に置くことは絶対に行わないでください。
- ・暗証番号を書いたメモや、暗証番号を推測させるような書類等（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）を、キャッシュカードとともに携帯・保管しないでください。

■キャッシュカード盗難・紛失等の受付

キャッシュカードの盗難・紛失等に遭われた場合には、下記の受付先にご連絡ください。

また、各お取引店舗の電話番号については18ページをご参照ください。

曜日	受付時間帯	受付先	受付電話番号
平日	9時～17時30分	各お取引店舗	各お取引店舗電話番号
平日	9時～17時30分以外の時間帯	しんきんサービスセンター	082-252-6875
土・日・祝日	24時間		

■通帳盗難・偽造キャッシュカード等の不正な払戻し被害に係るお客さまへの補償について

- ・個人のお客さまが、盗難された通帳・証書により不正に預金等を払戻しされる被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて補償させていただきます。
- ・お客さまの過失の程度によって、被害補償の対象外になるか、あるいは、被害補償額が一部減額となる場合がありますのでご注意ください。

■キャッシュカード振込機能および出金機能の利用制限について（振り込め詐欺被害防止対策）

近年、岡山県内において、ＡＴＭに不慣れな高齢者を誘導して、預金を振り込ませる振り込め詐欺（特殊詐欺）による被害が急増しています。当金庫では、こうした被害を防止するため70歳以上のお客さまを対象に、下記のとおり、キャッシュカード振込および出金機能の利用制限を実施していますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【利用制限の内容】

キャッシュカードによる出金限度額が1日20万円となります。

※ＡＴＭで3年以上キャッシュカードによる出金、振込をされていない場合は、出金限度額10万円、振込限度額0円とさせていただきます。

①対象となるお客さま

70歳以上のお客さま

②ＡＴＭでの20万円を超える出金（※10万円を超える出金及びお振込み）をご希望のお客さま

平日の営業時間内に、お客さまご本人を確認できる書類およびお届印を持参のうえ、当金庫の窓口へお申し出ください。当金庫にて本人確認の上、所定の手続きを経て、20万円を超える出金（※10万円を超える出金及びお振込み）を可能とさせていただきます。

■インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの補償

- ・個人のお客さまが、インターネットバンキングにより不正に預金等を払戻しされる被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて補償させていただきます。
- ・お客さまの過失の程度によって、被害補償の対象外になるか、あるいは、被害補償額が一部減額となる場合がありますのでご注意ください。

■インターネットバンキングにおける不正アクセスおよび身に覚えがない振込について

最近、インターネットバンキングをご利用のお客さまにおいて、ＩＤとパスワードを何らかの方法により窃取され、不正アクセス・ログインされたという事例が国内の金融機関で急増しております。この不正アクセス・ログインは沈黙化の兆しがなく、被害を最小限に食い止める観点から、特別監視を実施し、不正アクセスと判断した場合には、当該ＩＤに対

して取引停止措置を実施させていただきます。

また、これまでと同様、ウイルスによる情報流出を防止するために、セキュリティ対策ソフトの導入およびOS・ブラウザを最新の状態にする等の対策を実施のうえ、本サービスをご利用いただきますようお願いいたします。当金庫では、お客さまの大切なご預金を不正取引被害から守るための対策として、インターネットバンキング専用のウイルス対策ソフト「Rapport（ラポート）」を無料で提供していますので、併せてご利用ください。

■インターネットバンキング専用のウイルスソフト「Rapport（ラポート）」について

「Rapport（ラポート）」は、日本アイ・ビー・エム株式会社が提供する、インターネットバンキングを狙ったウイルス向けの対策ソフトです。パソコンのウイルス感染を原因とする、インターネットバンキングでの不正送金を防ぐため、「Rapport（ラポート）」のご利用をお勧めいたします。

1. インターネットバンキングを狙ったウイルスを検知・駆除します。
2. インターネットバンキングで使用する通信情報の改ざんを防止します。
3. インストールするだけで、自動的に機能します。また、市販のウイルス対策ソフトとの併用が出来ます。（ただし、一部の市販のソフトにおいて、インストールや利用する際に特別な操作が必要な場合もあります。）
4. 無料でご利用いただけます。

当金庫におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る対応方針について

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守するとともに、業務の適切性を確保すべく基本方針を次の通り定め、管理態勢の構築・強化に取り組んでまいります。

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた基本方針・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めて基本方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署は、事務部マネー・ローンダリング等対策課（以下、「マネロン等対策課」という。）とし、マネロン等対策課が関係する各部署や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、お客さまや取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。

また、お客さまから定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、お客さまの属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部署であるマネロン等対策課による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. お客さまからの理解促進

お客さまからの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、お客さまからの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

以 上

信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

概要

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

また、2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード：8421）。

資金量
30兆円



役員員数
1,324人



拠点数
国内14拠点
海外5拠点※



当期純利益
430億円



※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。
(2026年3月末時点)

事業内容

持続的な社会を実現する機能

- ✓ 中小企業のビジネスマッチングや海外展開支援
- ✓ 個人の資産形成や相続ニーズに対応した商品の提供
- ✓ 地域のブランディング強化に資するソリューションの提供
- ✓ デジタル活用に向けた取組み

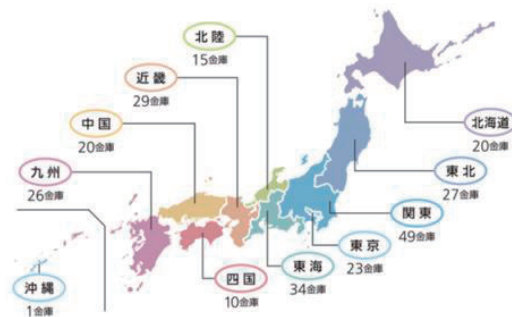
信用金庫のセントラルバンク機能

- ✓ 信用金庫の収益力向上や健全性確保等に向けたコンサルティングの提供
- ✓ 信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策
- ✓ 信用金庫経営力強化制度等の適時かつ適切な運営を通じて信用金庫業界の信用秩序を維持

機関投資家としての機能

- ✓ 全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債の発行により調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用
- ✓ 持続可能な社会の実現に向けたESG投融資等の推進

信用金庫のネットワーク



金庫数
254金庫



店舗数
7,054店舗



役員員数
約9.5万人

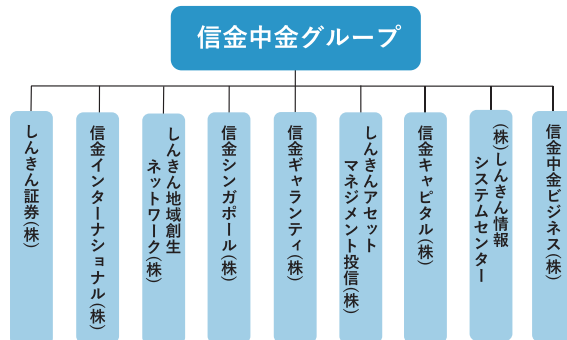


預金量
約161兆円



(2026年3月末時点)

グループ



(2026年3月末時点)

外部格付

格付会社	長期格付
Moody's	A1
S&Pグローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

(2026年3月末時点)

資料編

もくじ

財務諸表

貸借対照表	34
損益計算書	40
剰余金処分計算書	40
代表者の確認	40
会計監査人による監査	40
役職員の報酬体系の情報開示について	61
退職給付会計に関する開示について	62

営業の状況

経営に関する指標	41
預金に関する指標	42
貸出金等に関する指標	42
有価証券に関する指標	45

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要	47
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	47
3. 信用リスクに関する事項	47
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針 及び手続きの概要	47
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに 関するリスク管理方針及び手続きの概要	47
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	47
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	48
8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに 関するリスク管理方針及び手続きの概要	48
9. 金利リスクに関する事項	48

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項	49
---------------------	----

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項	50
2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	51
3. 信用リスク削減手法に関する事項	59
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	59
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	60
6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	60
7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	60
8. 金利リスクに関する事項	61

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2025年 3 月末	2026年 3 月末
(資産の部)		
現金	4,032	2,464
預け金	50,296	49,869
買入金銭債権	3,907	3,323
金銭の信託	3,467	3,358
有価証券	99,618	96,410
国債	4,212	2,063
地方債	5,814	9,529
社債	37,849	36,200
株式	767	768
その他の証券	50,974	47,848
貸出金	71,436	74,904
割引手形	332	318
手形貸付	5,345	4,984
証書貸付	63,386	67,273
当座貸越	2,371	2,327
その他資産	1,932	2,065
未決済為替貸	27	38
信金中金出資金	1,408	1,408
前払費用	—	—
未収収益	318	426
その他の資産	178	192
有形固定資産	1,565	1,468
建物	822	776
土地	534	534
リース資産	19	12
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	188	144
無形固定資産	24	18
ソフトウェア	17	11
その他の無形固定資産	7	7
前払年金費用	324	381
繰延税金資産	—	—
債務保証見返	153	185
貸倒引当金	▲5,457	▲5,272
(うち個別貸倒引当金)	(▲1,951)	(▲1,819)
資産の部合計	231,302	229,177

(単位：百万円)

科 目	2025年 3 月末	2026年 3 月末
(負債の部)		
預金積金	218,999	215,880
当座預金	2,697	2,587
普通預金	110,416	106,920
貯蓄預金	2,876	2,608
通知預金	500	500
定期預金	95,788	97,099
定期積金	5,363	4,813
その他の預金	1,357	1,350
借入金	—	218
その他負債	313	403
未決済為替借	29	25
未払費用	104	207
給付補てん備金	1	3
未払法人税等	0	2
前受収益	58	66
払戻未済金	3	2
払戻未済持分	—	—
リース債務	19	12
資産除去債務	2	—
その他の負債	93	83
賞与引当金	74	73
退職給付引当金	201	200
役員退職慰労引当金	104	120
睡眠預金払戻損失引当金	2	1
偶発損失引当金	14	12
繰延税金負債	14	530
債務保証	153	185
負債の部合計	219,878	217,627
(純資産の部)		
出資金	754	752
普通出資金	654	652
その他の出資金	100	100
資本剰余金	100	100
資本準備金	100	100
利益剰余金	12,444	12,791
利益準備金	755	754
その他利益剰余金	11,689	12,037
特別積立金	10,796	11,496
(体質強化積立金)	(4,000)	(4,700)
当期末処分剰余金	893	541
処分未済持分	▲30	▲18
会員勘定合計	13,268	13,625
その他有価証券評価差額金	▲1,844	▲2,075
評価・換算差額等合計	▲1,844	▲2,075
純資産の部合計	11,423	11,550
負債及び純資産の部合計	231,302	229,177

貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- ただし、海運業のその他要注意先債権及び要管理先債権のうち、当金庫の基準に該当した債権については、個別に船齢、返済見込みなどを考慮して必要と認める額を計上しており、その金額は、1,620百万円であります。
- すべての債権は、資産査定規程に基づき、第1次査定を営業店が実施し、第2次査定を審査管理部が行い、営業関連部署から独立した監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は168百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職

- 員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- 過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理しております。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定率法により発生翌事業年度から損益処理しております。
- (1) 総合設立型厚生年金基金
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項
- (2025年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | ▲31,890百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
- (2025年3月分)
- 0.1847%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金35百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (2) 連合設立型確定給付企業年金基金
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しており、当該年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該年金制度は第1給付部分〔共通給付部分〕と第2給付部分〔事業所給付部分〕とで構成されております）
- なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況及び第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①第1給付部分の積立状況に関する事項
- (2025年3月31日現在)
- | | |
|---------------|----------|
| 年金資産の額 | 98,051千円 |
| 年金財政計算上の数理債務額 | 81,908千円 |
| 差引額 | 16,143千円 |

②第1 給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合
(2025年 3 月分) 3.1393%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1,196千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であります。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務等に基づくものです。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
15. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 5,272百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績悪化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,357百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 2,762百万円
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 948百万円

危険債権額 2,007百万円

三月以上延滞債権額 8百万円

貸出条件緩和債権額 136百万円

合計額 3,101百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は318百万円であります。
21. 為替決済、地方公共団体の収納事務取扱いにかかる担保等として、有価証券182百万円、定期預金4,000百万円、その他の資産21百万円を差し入れております。
22. 出資1口当たりの純資産額911円36銭
23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程・要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的にALM委員会及び常勤役員

会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理・ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期に1回ALM委員会等に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部から、常勤役員会及び理事会に定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(2014年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、4,782百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短

の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金(※1)	49,869	49,800	▲68
(2)買入金銭債権	3,323	3,323	—
(3)金銭の信託	3,358	3,358	—
(4)有価証券	95,889	95,129	▲759
満期保有目的の債券	11,858	11,098	▲759
その他有価証券	84,031	84,031	—
(5)貸出金(※1)	74,904	—	—
貸倒引当金(※2)	▲5,272	—	—
貸出金(貸倒引当金控除後)	69,631	67,123	▲2,508
金融資産計	222,073	218,735	▲3,337
(1)預金積金(※1)	215,880	215,816	▲63
(2)借入金(※1)	218	218	0
金融負債計	216,098	216,035	▲63

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から29.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	520
合 計	520

（※1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	24,869	20,000	5,000	—
買入金銭債権（※1）	834	1,676	1,000	—
金銭の信託	3,358	—	—	0
有価証券	3,840	33,791	37,223	12,338
満期保有目的の債券	700	4,200	4,300	2,800
その他有価証券のうち 満期があるもの	3,140	29,591	32,923	9,538
貸出金（※2）	17,268	22,767	13,550	17,839
合 計	50,170	78,234	56,773	30,178

（※1）買入金銭債権のうち、期間の定めがないものは含まれておりません。

（※2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	198,780	17,047	—	51
借入金	—	—	—	218
合 計	198,780	17,047	—	270

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

・売買目的有価証券 該当なし

・満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,800	1,815	15
	小計	1,800	1,815	15
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,500	1,433	▲66
	短期社債	—	—	—
	社債	1,900	1,825	▲74
	その他	6,658	6,024	▲634
	小計	10,058	9,283	▲775
合 計		11,858	11,098	▲759

・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当なし

・その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	147	104	43
	債券	200	200	0
	国債	—	—	—
	地方債	100	100	0
	短期社債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	17,621	14,127	3,494
	小計	17,969	14,431	3,538
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	100	104	▲4
	債券	44,192	47,596	▲3,403
	国債	2,063	2,194	▲130
	地方債	7,929	8,417	▲488
	短期社債	—	—	—
	社債	34,200	36,984	▲2,784
	その他	21,768	23,143	▲1,375
	小計	66,061	70,844	▲4,782
合 計		84,031	85,275	▲1,244

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当なし

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	2,121	—	▲337
国債	1,034	—	▲166
地方債	681	—	▲118
短期社債	—	—	—
社債	405	—	▲52
その他	3,232	95	▲242
合 計	5,353	95	▲580

28. 保有目的を変更した有価証券 該当なし

29. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価値のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は144百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、減損率50%以上のすべての銘柄及び減損率30%以上50%未満のうち回復の可能性が低いと判断した銘柄としております。

30. 運用目的の金銭の信託 該当なし

31. 満期保有目的の金銭の信託 該当なし

32. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,358	3,336	22	76	▲54

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

33. 当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,452百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,362百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	1,422百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,408百万円
固定資産減損処理	121百万円
税務上の繰越欠損金	81百万円
株式等償却	70百万円
退職給付引当金	56百万円
その他	97百万円
小 計	3,257百万円
将来減算一時差異等の	
合計に係る評価性引当額	▲2,656百万円
繰延税金資産合計	600百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,023百万円
前払年金費用	107百万円
繰延税金負債合計	1,130百万円

繰延税金負債の純額 530百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2026年3月31日） (単位：百万円)

	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	81	81
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	81	81

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

35. 追加情報

その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（1993年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した100百万円が含まれております。

損益計算書

(単位：千円)		
科 目	2025年3月期	2026年3月期
経常収益	3,661,906	3,829,249
資金運用収益	2,793,965	3,150,409
貸出金利息	1,229,616	1,356,823
預け金利息	148,755	241,924
有価証券利息配当金	1,346,236	1,473,484
その他の受入利息	69,357	78,177
役務取引等収益	191,027	180,852
受入為替手数料	62,533	59,455
その他の役務収益	128,493	121,396
その他業務収益	116,761	107,519
国債等債券売却益	103,583	95,826
国債等債券償還益	696	—
その他の業務収益	12,480	11,693
その他経常収益	560,152	390,468
貸倒引当金戻入益	307,796	111,663
償却債権取立益	9,959	4,001
株式等売却益	122,425	86,577
金銭の信託運用益	107,654	186,800
その他の経常収益	12,316	1,424
経常費用	3,019,401	3,332,962
資金調達費用	133,977	403,600
預金利息	133,028	400,012
給付補てん備金繰入額	948	3,571
借用金利息	—	15
役務取引等費用	165,936	148,711
支払為替手数料	18,358	18,369
その他の役務費用	147,578	130,342
その他業務費用	641,573	726,219
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	641,235	580,140
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	144,660
その他の業務費用	338	1,418
経費	2,071,514	2,052,906
人件費	1,377,790	1,340,429
物件費	631,705	655,716
税金	62,018	56,760
その他経常費用	6,398	1,524
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
その他資産償却	75	107
その他の経常費用	6,323	1,416
経常利益	642,505	496,287
特別利益	14	—
固定資産処分益	14	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	114,440	155
固定資産処分損	21,099	155
減損損失	87,451	—
その他の特別損失	5,889	—
税引前当期純利益	528,079	496,132
法人税、住民税及び事業税	1,600	2,000
法人税等調整額	▲229,567	127,201
法人税等合計	▲227,967	129,201
当期純利益	756,046	366,931
繰越金（当期首残高）	137,395	174,769
優先出資消却積立金取崩額	—	—
自己優先出資消却額(△)	—	—
当期末処分剰余金	893,441	541,700

損益計算書の注記

- 注1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2．出資1口当たり当期純利益金額29円13銭

剰余金処分計算書

(単位：円)		
科 目	2025年3月期	2026年3月期
当期末処分剰余金	893,441,639	541,700,256
前期繰越金	137,395,393	174,769,015
当期純利益	756,046,246	366,931,241
積立金取崩額	807,200	2,191,000
利益準備金限度超過取崩額	807,200	2,191,000
(合 計)	894,248,839	543,891,256
剰余金処分額	719,479,824	418,863,503
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年3%) 19,479,824	(年3%) 18,863,503
特別積立金	700,000,000	400,000,000
(体質強化積立金)	(700,000,000)	(400,000,000)
繰越金（当期末残高）	174,769,015	125,027,753

代表者の確認

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について、適正性、有効性等を確認しております。

2026年6月23日
 備前日生信用金庫

理事長 中田 由紀人

会計監査人による監査

2025年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、水都有限責任監査法人の監査を受けております。

営業の状況

経営に関する指標

(2026年 3月31日)

1. 直近5事業年度の主要な経営指標の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益 (千円)	3,454,989	3,273,379	3,512,037	3,661,906	3,829,249
経常利益 (▲経常損失) (千円)	387,033	450,600	584,998	642,505	496,287
当期純利益 (▲当期純損失) (千円)	256,973	322,373	462,699	756,046	366,931
出資総額 (百万円)	791	759	755	754	752
出資総口数 (千口)	13,829	13,184	13,101	13,085	13,041
純資産額 (百万円)	12,989	11,394	12,936	11,423	11,550
総資産額 (百万円)	249,944	239,451	235,614	231,302	229,177
預金積金残高 (百万円)	230,345	226,556	221,772	218,999	215,880
貸出金残高 (百万円)	90,397	83,198	75,321	71,436	74,904
有価証券残高 (百万円)	96,811	96,287	99,878	99,618	96,410
単体自己資本比率 (%)	10.04	10.37	11.13	12.46	12.34
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数 (人)	15	13	12	11	12
うち常勤役員数 (人)	9	7	6	5	6
職員数 (人)	201	195	188	181	178
会員数 (人)	15,512	15,170	14,867	14,783	15,039

2. 業務粗利益・業務粗利益率

(単位:千円、%)

	2024年度	2025年度
資金運用収支	2,662,059	2,752,912
資金運用収益	2,793,965	3,150,409
資金調達費用	131,906	397,497
役務取引等収支	25,090	32,140
役務取引等収益	191,027	180,852
役務取引等費用	165,936	148,711
その他の業務収支	▲524,812	▲618,699
その他業務収益	116,761	107,519
その他業務費用	641,573	726,219
業務粗利益	2,162,337	2,166,353
業務粗利益率	0.94	0.94

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (2024年度2,071千円、2025年度6,103千円) を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

4. 利鞘

(単位: %)

	2024年度	2025年度
資金運用利回	1.21	1.37
資金調達原価率	1.02	1.16
総資金利鞘	0.19	0.21

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

3. 業務純益

(単位: 千円)

	2024年度	2025年度
業務純益	76,009	64,221
実質業務純益	76,009	64,221
コア業務純益	612,964	693,195
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	612,964	693,195

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

5. 利益率

(単位: %)

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.27	0.21
総資産当期純利益率	0.32	0.15

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$

6. 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

	平均残高（百万円）		利 息（千円）		利回り（％）	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	229,583	228,458	2,793,965	3,150,409	1.21	1.37
うち貸出金	74,110	73,370	1,229,616	1,356,823	1.65	1.84
うち預け金	48,791	49,431	148,755	241,924	0.30	0.48
うち買入金銭債権	4,014	3,621	19,667	21,897	0.48	0.60
うち有価証券	101,258	100,627	1,346,236	1,473,484	1.32	1.46
資金調達勘定	216,991	215,264	131,906	397,497	0.06	0.18
うち預金積金	220,443	218,496	133,977	403,584	0.06	0.18
うち借入金	—	158	—	15	—	0.00

（注）資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（2024年度624百万円、2025年度599百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（2024年度3,451百万円、2025年度3,390百万円）及び利息（2024年度2,071千円、2025年度6,103千円）をそれぞれ控除して表示しております。

7. 受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	▲66,151	104,247	38,096	▲20,117	369,970	349,853
うち貸出金	▲81,805	1,831	▲79,974	▲12,153	139,360	127,206
うち預け金	▲4,199	44,706	40,507	1,977	91,191	93,169
うち買入金銭債権	771	1,143	1,914	▲1,600	3,829	2,229
うち有価証券	19,082	56,565	75,648	▲8,340	135,588	127,248
支払利息	▲675	103,121	102,445	▲1,172	270,779	269,622
うち預金積金	▲675	103,121	102,445	▲1,172	270,779	269,607
うち借入金	—	—	—	15	0	15

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分しております。

預金に関する指標

1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
流動性預金	116,765	115,802
うち有利息預金	113,759	112,934
定期性預金	103,045	102,047
うち固定金利定期預金	96,892	96,787
うち変動金利定期預金	36	34
その他	621	637
小 計	220,433	218,487
非居住者円預金	10	8
譲渡性預金	—	—
合 計	220,443	218,496

2. 定期預金残高（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
定期預金	95,788	97,099
固定金利定期預金	95,753	97,064
変動金利定期預金	34	34
その他	0	0

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
手形貸付	5,460	4,929
証書貸付	65,602	65,800
当座貸越	2,500	2,270
割引手形	546	369
合 計	74,110	73,370

2. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
貸出金	71,436	74,904
うち固定金利	44,855	48,543
うち変動金利	26,581	26,361

3. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	2,973	2,970
有価証券	—	—
動産	8	8
不動産	17,302	17,116
その他	—	—
小計	20,284	20,095
信用保証協会・信用保険	9,888	9,603
保証	16,546	16,262
信用	24,716	28,942
合計	71,436	74,904

4. 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	26	25
その他	91	85
小計	118	111
信用保証協会・信用保険	0	0
保証	32	21
信用	3	53
合計	153	185

5. 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	29,152	40.80	29,610	39.53
運転資金	42,283	59.19	45,294	60.47
合計	71,436	100.00	74,904	100.00

6. 預貸率

(単位：%)

		2024年度	2025年度
預貸率	期末	32.61	34.69
	期中平均	33.61	33.57

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{(\text{預金積金} + \text{譲渡性預金})} \times 100$

7. 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	152	6,176	8.64	144	6,110	8.15
農業、林業	11	88	0.12	13	112	0.14
漁業	27	110	0.15	33	214	0.28
鉱業、採石業、砂利採取業	1	94	0.13	3	107	0.14
建設業	166	6,179	8.64	171	6,622	8.84
電気・ガス・熱供給・水道業	12	204	0.28	14	249	0.33
情報通信業	1	9	0.01	1	9	0.01
運輸業、郵便業	101	15,143	21.19	101	15,706	20.96
卸売業、小売業	137	3,343	4.67	137	3,308	4.41
金融業、保険業	11	9,620	13.46	14	9,738	13.00
不動産業	49	5,630	7.88	55	5,275	7.04
物品賃貸業	3	71	0.09	3	70	0.09
学術研究、専門・技術サービス業	7	17	0.02	8	36	0.04
宿泊業	13	1,402	1.96	17	1,269	1.69
飲食業	49	667	0.93	55	888	1.18
生活関連サービス業、娯楽業	53	886	1.24	46	1,010	1.34
教育、学習支援業	2	682	0.95	2	582	0.77
医療、福祉	21	1,385	1.93	20	1,310	1.74
その他のサービス	98	2,405	3.36	110	2,447	3.26
小計	914	54,120	75.76	947	55,071	73.52
地方公共団体	6	2,879	4.03	6	5,593	7.46
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,791	14,436	20.20	3,630	14,239	19.00
合計	4,711	71,436	100.00	4,583	74,904	100.00

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	4,834	3,506	538	4,295	3,506
	2025年度	3,506	3,452	—	3,506	3,452
個別貸倒引当金	2024年度	1,550	1,951	81	1,469	1,951
	2025年度	1,951	1,819	73	1,878	1,819
合 計	2024年度	6,384	5,457	619	5,765	5,457
	2025年度	5,457	5,272	73	5,384	5,272

9. 貸出金償却の額

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
貸出金償却額	—	—

10. 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	1,279	1,279	389	890	100.00%	100.00%
	2025年度	948	948	181	766	100.00%	100.00%
危険債権	2024年度	2,016	1,940	879	1,060	96.25%	93.34%
	2025年度	2,007	1,938	884	1,053	96.54%	93.81%
要管理債権	2024年度	178	42	37	4	23.64%	3.19%
	2025年度	145	145	142	3	100.00%	100.00%
	三月以上延滞債権	2024年度	9	9	8	100.00%	100.00%
		2025年度	8	8	8	100.00%	100.00%
	貸出条件緩和債権	2024年度	169	32	28	19.42%	3.03%
		2025年度	136	136	133	100.00%	100.00%
小計 (A)	2024年度	3,474	3,262	1,306	1,955	93.90%	90.22%
	2025年度	3,101	3,031	1,208	1,823	97.76%	96.33%
正常債権 (B)	2024年度	68,165					
	2025年度	72,041					
総与信残高 (A) + (B)	2024年度	71,639					
	2025年度	75,143					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券の種類別の平均残高 該当ありません。

2. 有価証券の種類別の残存期間別残高 (単位：百万円)

2024年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	999	—	497	—	1,669	1,045	—	4,212
地方債	1,697	764	263	360	1,602	1,124	—	5,814
社債	2,944	4,531	5,597	10,445	9,084	5,245	—	37,849
株式	—	—	—	—	—	—	767	767
外国証券	1,200	3,971	7,746	4,776	2,529	5,053	—	25,277
その他の証券	490	387	4,766	2,218	2,060	3,622	12,151	25,697
合 計	7,333	9,655	18,871	17,801	16,946	16,091	12,918	99,618

2025年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	488	98	1,476	—	—	2,063
地方債	126	753	2,299	438	5,724	186	—	9,529
社債	1,693	5,286	7,233	10,233	8,549	3,203	—	36,200
株式	—	—	—	—	—	—	768	768
外国証券	1,997	6,083	6,776	2,193	3,053	4,162	—	24,266
その他の証券	6	431	3,622	802	1,987	3,734	12,995	23,581
合 計	3,824	12,555	20,421	13,766	20,790	11,287	13,764	96,410

3. 有価証券の種類別の平均残高 (単位：百万円)

	2024年度	2025年度
国債	3,074	3,166
地方債	6,694	8,285
社債	38,085	40,344
株式	684	729
外国証券	26,275	25,433
その他の証券	26,444	22,666
合 計	101,258	100,627

4. 預証率 (単位：%)

		2024年度	2025年度
預証率	期末	45.48	44.65
	期中平均	45.93	46.05

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{(\text{預金積金} + \text{譲渡性預金})} \times 100$

5. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

① 売買目的有価証券 該当ありません。

② 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	299	300	0	—	—	—
	社 債	1,000	1,001	1	—	—	—
	そ の 他	1,400	1,412	12	1,800	1,815	15
	小 計	2,700	2,713	13	1,800	1,815	15
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	800	791	▲ 8	1,500	1,433	▲ 66
	社 債	1,700	1,675	▲ 24	1,900	1,825	▲ 74
	そ の 他	7,106	6,571	▲ 534	6,658	6,024	▲ 634
	小 計	9,606	9,038	▲ 568	10,058	9,283	▲ 775
合 計		12,306	11,751	▲ 554	11,858	11,098	▲ 759

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。

③子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
④その他有価証券

該当ありません。

(単位：百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	146	104	41	147	104	43
	債 券	3,355	3,324	30	200	200	0
	国 債	704	697	7	—	—	—
	地 方 債	533	526	7	100	100	0
	社 債	2,117	2,101	15	100	100	0
	そ の 他	17,096	14,904	2,192	17,621	14,127	3,494
	小 計	20,597	18,332	2,264	17,969	14,431	3,538
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	100	104	▲ 4	100	104	▲ 4
	債 券	40,721	42,980	▲ 2,259	44,192	47,596	▲ 3,403
	国 債	3,508	3,697	▲ 189	2,063	2,194	▲ 130
	地 方 債	4,180	4,394	▲ 214	7,929	8,417	▲ 488
	社 債	33,032	34,888	▲ 1,856	34,200	36,984	▲ 2,784
	そ の 他	25,372	26,828	▲ 1,455	21,768	23,143	▲ 1,375
	小 計	66,194	69,913	▲ 3,719	66,061	70,844	▲ 4,782
合 計		86,791	88,246	▲ 1,454	84,031	85,275	▲ 1,244

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	520	520
組合出資金	—	—
合 計	520	520

6. 金銭の信託

- ①運用目的の金銭の信託
②満期保有目的の金銭の信託
③その他の金銭の信託

該当ありません。
該当ありません。

(単位：百万円)

2024年度					2025年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
3,467	3,451	15	48	▲ 33	3,358	3,336	22	76	▲ 54

7. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等) 該当ありません。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金と過去の利益から積み立てた内部留保等で構成されております。自己資本の充実、安全性・健全性を維持するための重要な経営課題の1つと考えております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度の評価につきましては、自己資本比率により評価しております。

当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分に保っております。また、各エクスポージャーは特定分野に集中することなく、リスク分散も図られていると評価しております。

自己資本の充実策につきましては、引き続き経営計画の推進を通じた利益により、自己資本の積み上げを図っていく方針です。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出等の資産の価値が減少もしくは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理要領」等を制定し管理しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定の実施に努めております。更に、「融資統合システム」を使用し定期的に信用リスクの計量化を行っております。

信用リスク管理の状況については、ALM委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会等の経営陣へ報告する態勢を整備しております。

また、貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング(S&P)の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは、外国証券以外では、国内格付機関であるR&I、JCRの格付を優先して使用しております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の観点から倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)の軽減を目的に、取引先によっては担保や保証による保全措置を講じております。また、必要に応じて不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じております。

ただし、これはあくまでも補完的措置であり、財務内容、キャッシュフローの見通し、資金使途、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から検討を行い、保全措置の必要の有無を判断しております。

与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客さまに対し十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。

担保や保証の手続きについては、当金庫の定める「融資事務取扱規程」並びに「不動産担保事務取扱要領」等に則り、適切な事務の取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定書」、「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおいて、当金庫が使用する削減手法は次のとおりです。

- ・適格金融資産担保として、自金庫定期性預金(定期預金・定期積金)、国債等
- ・保証として、国・地方公共団体・政府関係機関・金融機関
- ・格付がA-以上の法人等が保証している債権については、当該保証人のリスク・ウェイトを適用。
- ・要件を満たす相殺契約下にあるその他未担保自金庫定期性預金(定期預金・定期積金)

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、市場運用の一環として、派生商品取引を内包した債券等を購入しております。

派生商品取引を内包している債券等の取引におきましては、そのリスクが基本的に受取利息に限定されること、購入時に取引先の信用力の高いものに限定していることなどの理由から、債券等自体のリスク管理以外については特段の管理は行っておりません。また、長期決済期間取引については、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する売掛金など、それらの資産価値を裏付けに証券

として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫はオリジネーターとしての証券化エクスポージャーを保有しておりませんが、投資家としての証券化エクスポージャーは保有しております。

また、証券化商品への投資は、「資産運用及び管理に関する要領」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が採用する有価証券会計処理基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しております。

なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使分けは行っておりませんが、国内格付機関であるR&I、JCRの格付を優先して使用しております。

- ① ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ② ㈱日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング (S&P)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることにより損失を被るリスクをいい、当金庫は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等を総称してオペレーショナル・リスクと定義しています。

当金庫はオペレーショナル・リスク管理の重要性を認識し、各リスク管理要領等に基づき、総合的な管理の状況に関する情報を的確に分析・評価し、その結果を踏まえ態勢上の問題点等改善すべき点の有無及びその内容を検討し、リスクの顕現化の未然防止と極小化に努めております。

また、これらのリスクに関しては、ALM委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2) BIの算出方法

自己資本比率告示第305条に従い、金利要素、役務要素および金融商品要素を合計して算出しております。

(3) ILMの算出方法

自己資本比率告示第306条1項第3号に基づき、1を使用しています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

2026年3月期末において、該当はありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

2026年3月期末において、該当はありません。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続きの概要

出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、投資信託、不動産投資信託、その他の出資金が該当します。

そのうち、上場株式、投資信託、不動産投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価の計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常勤役員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用及び管理に関する要領」や資金運用計画に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、金利ショックに対する経済的価値の減少額(ΔEVE)の計測や、金利ショックに対する金利収益の減少額(ΔNII)の計測等を定期的に行い、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

一定の金利ショックに対する経済的価値の減少額(ΔEVE)は以下の定義に基づいて算定しております。

- ① 流動性(要求払)預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される流動性(要求払)預金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金(※)と定義しており、流動性(要求払)全体の満期についても、コア預金と同様の取引としたうえで金利リスクを算定しております。
- ② 複数の通貨の集計方法については、保守的に通貨毎に算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを単純合算し計測を行っております。
- ③ スプレッドに関しては、割引金利やキャッシュフローに含めずに計測を行っております。

※コア預金…対象：流動性預金、算定方法：(i) 過去5年間の最低残高、(ii) 過去5年間の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、(iii) 現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限、満期：5年以内(平均2.5年)

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項		(単位：百万円)	
項 目		2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		13,249	13,606
うち、出資金及び資本剰余金の額		854	852
うち、利益剰余金の額		12,444	12,791
うち、外部流出予定額 (▲)		19	18
うち、上記以外に該当するものの額		▲ 30	▲18
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,372	1,420
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,372	1,420
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		14,622	15,027
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		24	18
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		24	18
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		324	381
自己保有普通出資等（総資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		349	399
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		14,272	14,627
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		109,839	113,652
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関向けエクスポージャー		—	—
うち、上記以外に該当するものの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		4,652	4,808
信用リスク・アセット調整額			
フロア調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		114,491	118,460
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		12.46%	12.34%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	109,839	4,393	113,652	4,546
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	93,552	3,742	96,403	3,856
外国の中央政府及び中央銀行向け	530	21	500	20
国際開発銀行向け	259	10	259	10
地方公共団体金融機構向け	119	4	119	4
我が国の政府関係機関向け	167	6	160	6
地方三公社向け	139	5	80	3
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19,849	793	18,636	745
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,480	99	1,550	62
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	41,014	1,640	41,330	1,653
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,381	215	5,450	218
トランザクター向け	175	7	172	6
不動産関連向け	4,671	186	4,609	184
自己居住用不動産等向け	2,435	97	2,341	93
賃貸用不動産向け	2,235	89	2,268	90
劣後債権及びその他資本性証券等	4,105	164	5,334	213
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,731	69	1,768	70
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	48	1	46	1
取立未済手形	5	0	7	0
信用保証協会等による保証付	507	20	464	18
株式等	3,029	121	11,233	449
上記以外	11,990	479	6,402	256
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,408	56	1,408	56
上記以外のエクスポージャー	10,582	423	4,994	199
②証券化エクスポージャー	875	35	100	4
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	875	35	100	4
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,406	616	17,141	685
ルック・スルー方式	15,406	616	17,141	685
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	5	0	7	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八％で除して得た額	4,652	186	4,808	192
BI	3,101		3,205	
BIC	372		384	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	114,491	4,579	118,460	4,738

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4％

2. 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	195,476	193,863	73,123	76,622	50,105	51,196	197	110	1,726	1,783
国	外	25,902	25,154	—	—	25,902	25,154	—	—	—	—
地 域 別 合 計		221,378	219,018	73,123	76,622	76,007	76,351	197	110	1,726	1,783
製 造 業		20,625	20,643	6,444	6,361	14,181	14,281	—	—	22	14
農 業、 林 業		127	125	127	125	—	—	—	—	—	0
漁 業		236	396	236	396	—	—	—	—	—	0
鉱業、採石業、砂利採取業		94	107	94	107	—	—	—	—	—	—
建 設 業		6,949	7,419	6,699	7,170	200	200	—	—	253	318
電気・ガス・熱供給・水道業		9,455	9,067	252	294	9,201	8,701	—	—	—	0
情 報 通 信 業		2,878	2,678	9	9	2,700	2,500	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業		19,600	21,212	15,200	15,812	4,400	5,400	—	—	580	616
卸 売 業、 小 売 業		6,092	5,991	3,492	3,491	2,600	2,500	—	—	32	29
金 融 業、 保 険 業		83,675	82,813	9,658	9,775	21,807	21,255	—	—	—	—
不 動 産 業		18,271	16,034	5,881	5,399	3,099	2,799	—	—	231	234
物 品 賃 貸 業		282	280	78	76	200	—	—	—	—	0
学術研究、専門・技術サービス業		147	191	47	91	100	—	—	—	—	—
宿 泊 業		1,404	1,270	1,404	1,270	—	—	—	—	341	340
飲 食 業		1,338	1,709	738	1,109	600	600	—	—	165	153
生活関連サービス業、娯楽業		1,237	1,338	1,037	1,138	200	—	—	—	0	—
教育、学 習 支 援 業		709	608	709	608	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉		1,439	1,379	1,439	1,379	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,574	2,588	2,574	2,588	—	—	—	—	8	6
国・地方公共団体等		17,795	21,809	2,880	5,598	14,915	16,211	—	—	—	—
個 人		14,107	13,811	14,107	13,811	—	—	—	—	90	71
そ の 他		12,333	7,538	6	—	1,802	—	197	110	—	—
業 種 別 合 計		221,378	219,018	73,123	76,622	76,007	76,351	197	110	1,726	1,783
1 年 以 下		35,771	36,849	11,063	13,309	7,055	3,834	197	110		
1 年 超 3 年 以 下		35,658	36,361	7,297	4,988	9,352	12,372	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		27,458	29,529	7,046	10,828	14,406	17,265	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		27,506	25,113	10,133	6,055	16,373	14,057	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		31,490	32,532	10,352	11,595	15,555	20,378	—	—		
1 0 年 超		39,660	37,453	26,366	28,980	13,264	8,442	—	—		
期間の定めのないもの		23,833	21,178	862	864	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		221,378	219,018	73,123	76,622	76,007	76,351	197	110		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業務区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、44ページに記載しております。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
製 造 業	53	37	37	13	1	35	51	2	37	13	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	367	302	302	291	71	—	296	302	302	291	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	5	9	9	4	0	5	5	3	9	4	—	—
卸 売 業、 小 売 業	18	9	9	8	4	1	13	8	9	8	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	975	961	961	946	—	—	975	961	961	946	—	—
物 品 賃 貸 業	50	50	50	50	—	—	50	50	50	50	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	12	517	517	488	—	—	12	517	517	488	—	—
飲 食 業	5	9	9	7	—	—	5	9	9	7	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	42	42	42	—	—	29	42	13	42	—	—	—
その他のサービス	4	0	0	1	3	—	1	0	0	1	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	14	8	8	6	—	1	14	7	8	6	—	—
合 計	1,550	1,951	1,951	1,819	81	73	1,469	1,878	1,951	1,819	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

Disclosure 2026

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,787	—	7,787	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,200	—	2,200	—	530	24%
我が国の地方公共団体向け	8,900	—	8,900	—	—	0%
国際開発銀行向け	998	—	998	—	259	26%
地方公共団体金融機構向け	1,283	—	1,283	—	119	9%
我が国の政府関係機関向け	2,622	—	2,622	—	167	6%
地方三公社向け	1,099	—	1,099	—	139	13%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	74,124	10	74,151	—	19,849	27%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,000	—	3,000	—	2,480	83%
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	69,772	1,743	66,522	249	41,014	61%
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,074	13,303	8,789	648	5,381	57%
トランザクター向け	—	11,047	—	488	175	36%
不動産関連向け	10,064	18	9,986	18	4,671	47%
自己居住用不動産等向け	7,210	—	7,147	—	2,435	34%
賃貸用不動産向け	2,854	18	2,838	18	2,235	78%
劣後債権及びその他資本性証券等	3,301	—	3,266	—	4,899	150%
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	1,730	13	1,679	1	1,731	103%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	48	—	48	—	48	100%
取立未済手形	27	—	27	—	5	20%
信用保証協会等による保証付	5,070	8	5,070	0	507	10%
株式等	3,002	—	3,002	—	7,507	250%
合計					86,834	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025年度					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,062	—	5,062	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,900	—	1,900	—	500	26%
我が国の地方公共団体向け	15,616	—	15,616	—	—	0%
国際開発銀行向け	998	—	998	—	259	26%
地方公共団体金融機構向け	1,199	—	1,199	—	119	10%
我が国の政府関係機関向け	2,599	—	2,599	—	160	6%
地方三公社向け	1,099	—	1,099	—	80	7%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	73,917	10	73,944	—	18,636	25%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,900	—	2,900	—	1,550	53%
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	70,959	2,018	67,611	301	41,330	61%
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,244	12,976	9,049	611	5,450	56%
トランザクター向け	—	10,850	—	477	172	36%
不動産関連向け	9,876	17	9,795	17	4,609	47%
自己居住用不動産等向け	6,973	—	6,905	—	2,341	34%
賃貸用不動産向け	2,903	17	2,889	17	2,268	78%
劣後債権及びその他資本性証券等	3,759	—	3,722	—	5,583	150%
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	1,748	12	1,739	1	1,768	102%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	46	—	46	—	46	100%
取立未済手形	38	—	38	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	4,639	7	4,639	0	464	10%
株式等	8,640	—	8,640	—	21,602	250%
合計					100,619	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,787	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	600	—	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	398	—	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	85	1,198	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	951	1,671	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	400	—	—	699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	56,741	—	4,099	—	—	—	83	—	—	2,200	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	900	—	1,000	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	11,900	—	—	—	—	—	—	—	—	24,101	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	488	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	488	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,746	807	1,872	2	33	—	901	—	600	505	45	267	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,746	807	1,682	2	—	—	901	—	—	505	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	190	—	33	—	—	—	600	—	45	267	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	777	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	5,071	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	18,124	8,542	—	72,613	807	6,572	2	33	—	984	—	1,089	28,084	45	267	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,787
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,200
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,900
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	998
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,283
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,622
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,099
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	—	—	64,624
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700	—	—	3,000
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	2,700	—	—	23,400	—	—	4,670	—	—	—	—	—	—	—	—	66,772
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	8,029	—	—	—	—	919	—	—	—	—	—	—	—	—	9,437
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	488
不動産関連向け	1,501	374	—	—	—	31	—	1,267	—	—	—	45	—	—	—	10,004
自己居住用不動産等向け	1,501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,147
賃貸用不動産向け	—	374	—	—	—	31	—	1,267	—	—	—	45	—	—	—	2,857
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	1,586	—	—	—	—	1,679	—	—	—	3,266
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	887	—	—	—	1,680
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	48	—	—	—	—	—	—	—	—	48
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,071
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,991	11	—	3,002
合計	4,701	8,404	—	23,400	—	31	7,241	1,267	—	—	—	2,611	3,991	11	—	188,831

Disclosure 2026

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2025年度															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,062	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	300	—	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	15,616	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	398	—	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	999	1,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	699	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	56,925	—	4,355	—	—	—	136	—	—	2,000	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,100	—	1,100	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	14,489	—	—	—	—	—	—	—	—	22,901	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	3,439	—	—	—	—	—	—	—	308	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	168	—	—	—	—	—	—	—	308	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	2,687	690	1,589	—	61	—	575	—	580	469	43	494	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	2,687	690	1,430	—	—	—	575	—	—	469	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	159	—	61	—	—	—	580	—	43	494	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	827	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	4,640	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	22,377	7,739	—	79,481	690	6,544	—	61	—	712	—	888	26,698	43	494	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2025年度															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,062
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,900
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,616
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	998
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,199
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,599
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,099
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	64,417
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	2,900
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	2,900	—	23,376	—	—	2,863	—	—	—	—	1,382	—	—	—	67,913
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	5,156	—	—	—	—	757	—	—	—	—	—	—	—	—	9,660
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	477
不動産関連向け	1,053	148	—	—	—	29	—	1,347	—	—	—	42	—	—	—	9,812
自己居住用不動産等向け	1,053	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,905
賃貸用不動産向け	—	148	—	—	—	29	—	1,347	—	—	—	42	—	—	—	2,906
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,722	—	—	—	3,722
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	21	—	—	—	—	888	—	—	—	1,741
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	46	—	—	—	—	—	—	—	—	46
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,640
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,640	—	—	8,640
合計	1,053	8,704	—	23,376	—	29	3,688	1,347	—	—	—	6,035	9,140	—	—	199,107

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	110,507	2,479	10.00	110,698
40%～70%	30,816	9,301	10.00	31,105
75%	9,729	1,472	12.00	8,542
80%	—	—	—	—
85%	26,289	1,437	16.00	23,396
90%～100%	7,324	399	10.00	7,208
105%～130%	1,279	—	0.00	1,267
150%	2,662	7	10.00	2,609
250%	4,002	—	0.00	4,002
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	192,612	15,097	11.00	188,831

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	116,723	2,333	10.00	116,895
40%～70%	29,571	9,190	10.16	29,889
75%	9,808	1,400	12.52	8,704
80%	—	—	—	—
85%	26,360	1,715	16.41	23,376
90%～100%	3,801	395	10.00	3,717
105%～130%	1,358	-	0.00	1,347
150%	6,081	6	10.00	6,035
250%	9,140	—	0.00	9,140
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	202,846	15,043	11.06	199,107

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、
CCFを適用した後及び信用リスク削減
手法の効果を勘案する前のオフ・
バランス取引のエクスポージャーの
額を、CCF・信用リスク削減手法適
用前エクスポージャーのオフ・バラ
ンスの額に掲げる額で除して算出し
た値のことです。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,376	4,375	5,561	5,620	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

項目	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	197	110

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	197	110	197	110
Ⅰ 外国為替関連取引	63	—	63	—
Ⅱ 金利関連取引	133	110	133	110
Ⅲ 株式関連取引	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	197	110	197	110

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

【オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）】 該当ありません。

【投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）】

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	3,035	110	500	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—
(iv) その他	3,035	110	500	—

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2024年度		2025年度		2024年度		2025年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	2,700	110	500	—	21	0	4	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	335	—	—	—	13	—	—	—
合 計	3,035	110	500	—	35	0	4	—

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

(3) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	6,943	6,943	8,370	8,370
非 上 場 株 式 等	9,900	9,900	9,448	9,448
合 計	16,844	16,844	17,819	17,819

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
売 却 益	95	4
売 却 損	250	—
償 却	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
評 価 損 益	1,734	3,103

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	14,921	14,974
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,782	5,207	309	286
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	4,070	4,460		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	579	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	4,782	5,207	309	286
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	14,627		14,272	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

役職員の報酬体系の情報開示について

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、事項を内規で定めております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	92

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」76百万円、「退職慰労金」15百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号並びに第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計に関する開示について

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付企業年金制度を採用しております。
また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2024年度	2025年度
退職給付債務 (A)	1,236,828	1,079,116
年金資産 (B)	1,460,294	1,438,505
前払年金費用 (▲) (C)	324,676	381,015
未認識過去勤務費用 (D)	12,880	6,440
未認識数理計算上の差異 (E)	▲ 112,978	▲ 185,556
その他 (会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	201,309	200,743

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2024年度	2025年度
勤務費用 (A)	53,645	46,507
利息費用 (B)	12,527	24,377
期待運用収益 (▲) (C)	14,089	13,881
過去勤務費用の費用処理額 (D)	6,440	6,440
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	▲ 48,955	▲ 72,160
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	9,567	▲ 8,718

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	金 額	
	2024年度	2025年度
(1) 割引率	1.06%	2.39%
(2) 長期期待運用収益率	1.00%	1.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	7 年	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	7 年	

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	16
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	16
(3) 事務所の名称及び所在地	18

2. 金庫の主要な事業内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項	16
-------------------	----

(1) 直近の事業年度における事業の概況	5～6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	

①経常収益	41
②経常利益又は経常損失	41
③当期純利益又は当期純損失	41
④出資総額及び出資総口数	41
⑤純資産額	41
⑥総資産額	41
⑦預金積金残高	41
⑧貸出金残高	41
⑨有価証券残高	41
⑩単体自己資本比率	41
⑪出資に対する配当金	41
⑫役員数	41
⑬うち常勤役員数	41
⑭職員数	41
⑮会員数	41

(3) 直近の2事業年度における事業の状況

①経営に関する指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	41
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	41
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、及び資金利鞘	41～42
エ. 受取利息及び支払利息の増減	42
オ. 総資産経常利益率	41
カ. 総資産当期純利益率	41
キ. 業務純益及び実質業務純益並びにコア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	41

②預金に関する指標

ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高	42
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他区分ごとの定期預金の残高	42

③貸出金に関する指標

ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	42
------------------------------	----

イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	42
---------------------------	----

ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	43
--------------------------	----

エ. 資金使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	43
-------------------------------	----

オ. 預貸率の期末値及び期中平均値	43
-------------------	----

カ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	43
----------------------------	----

④有価証券に関する指標

ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	45
--------------------	----

イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	45
----------------------	----

ウ. 有価証券の種類別の平均残高	45
------------------	----

エ. 預証率の期末値及び期中平均値	45
-------------------	----

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	26
--------------	----

(2) 法令遵守の体制	28
-------------	----

(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況、「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	27
---	----

(4) 金融A D R制度への対応	29
-------------------	----

5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	34～40
---------------------------	-------

(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

①破産更生債権及びこれらに該当する貸出金	44
----------------------	----

②危険債権に該当する貸出金	44
---------------	----

③要管理債権に該当する貸出金	44
----------------	----

(3) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

①有価証券	45
-------	----

②金銭の信託	46
--------	----

③第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）	46
-------------------------------	----

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(5) 貸出金償却の額	44
-------------	----

(6) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

6. 報酬等に関する事項	40
--------------	----

6. 報酬等に関する事項

金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	61
---	----

7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名

7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	40
---	----

退職給付会計に関する開示	62
--------------	----

金融再生法に基づく債権の開示

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び	
----------------------	--

金融再生法債権の保全・引当状況	44
-----------------	----

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第8号）にかかる開示については以下のページに掲載しています。

定性的な開示事項

①自己資本調達手段の概要	47
②自己資本の充実度に関する評価方法の概要	47
③信用リスクに関する事項	47
④信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	47
⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要	47
⑥証券化エクスポージャーに関する事項	47
⑦オペレーショナル・リスクに関する事項	48
⑧出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続きの概要	48
⑨金利リスクに関する事項	48

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項	49
---------------	----

定量的な開示事項

①自己資本の充実度に関する事項	50
②信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	51
③信用リスク削減手法に関する事項	59
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	59
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	60
⑥出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	60
⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	60
⑧金利リスクに関する事項	61

手を取りあって未来へ



備前日生信用金庫

登録金融機関 中国財務局長（登金）第40号 金融機関コード1743

TEL 0869-64-4111 (代)

〒705-8603 岡山県備前市伊部1660-7

備前日生信用金庫ホームページ
<https://www.shinkin.co.jp/bizenhinase/>

備前日生しんきん

検索



環境にやさしい「植物油インキ」を使用し、
有害物質であるVOC（揮発性有機化合物）の発生をおさえています。



旧関谷学校